

第 8 章 環境影響の調査、予測及び評価の概要

環境要素ごとの調査、予測及び評価結果の概要は、以下に示すとおりである。

8-1 大気質

1. 調査結果の概要

調査結果（環境大気）

＜環境大気＞

ST-1：対象事業実施区域

ST2～5：周辺地域

○二酸化窒素

環境基準値（日平均値 0.04～0.06ppm）を下回っていた。

(ppm)

調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
ST-1	0.019	0.071	0.031
ST-2～ST-5	0.007 ～0.008	0.035 ～0.040	0.011 ～0.013

○二酸化硫黄

環境基準値（日平均値 0.04ppm、1時間値 0.1ppm）を下回っていた。

(ppm)

調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
ST-1	0.001	0.008	0.002
ST-2～ST-5	0.000 ～0.002	0.003 ～0.012	0.001 ～0.004

○浮遊粒子状物質

環境基準値（日平均値 0.10mg/m³、1時間値 0.20mg/m³）を下回っていた。

(mg/m³)

調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
ST-1	0.018	0.129	0.037
ST-2～ST-5	0.016 ～0.020	0.049 ～0.149	0.028 ～0.037

○塩化水素

目標環境濃度（期間最高値 0.02ppm）を下回っていた。

(ppm)

調査 地点	期間最高値			
	秋季	冬季	春季	夏季
ST-1	0.003	<0.001	<0.001	0.002
ST-2 ～ST-5	0.001 ～0.002	<0.001	<0.001	<0.001 ～0.002

○ダイオキシン類

環境基準値（年平均値 0.6pg-TEQ/m³）を下回っていた。

(pg-TEQ/m³)

調査地点	平均値	最高値
ST-1	0.026	0.049
ST-2～ST-5	0.011～0.021	0.015～0.030

○水銀

指針値（年平均値 40ng/m³）を下回っていた。

(ng/m³)

調査地点	期間平均値	期間最高値
ST-1	<0.01	<0.01
ST-2～ST-5	<0.01	<0.01

○微小粒子状物質

環境基準値（年平均値 15μg/m³、日平均値 35μg/m³）を上回っていた。

(μg/m³)

調査地点	期間平均値	日平均値の 最高値
ST-1	13.0	23.1
ST-2～ST-5	8.9～9.9	17.3～23.0

○降下ばいじん

1.2～19.6mg/m³であった。

(mg/m³)

調査 地点	秋季	冬季	春季	夏季
ST-1	2.0	19.6	2.0	2.0
ST-2 ～ST-5	1.2 ～1.8	5.5 ～14.9	0.9 ～1.9	1.2 ～1.9

注 1)「周辺地域」…環境大気の現地調査で周辺地域に設定した調査地点（対象事業実施区域北側住宅地、東側住宅地、南側住宅地、西側住宅地及び東側住宅地）をまとめたものである。

2)「道路沿道」…沿道大気の現地調査で設定した調査地点（市道幹 2 号南側区間沿道）をまとめたものである。

調査結果（環境大気）

<沿道大気>

ST-6：市道幹2号南側区間沿道

○二酸化窒素

環境基準値（日平均値 0.04～0.06ppm）を下回っていた。

(ppm)

調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
ST-6	0.008	0.050	0.012

○浮遊粒子状物質

環境基準値（日平均値 0.10mg/m³、1時間値 0.20mg/m³）を下回っていた。

(mg/m³)

調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
ST-6	0.027	0.129	0.057

○炭化水素

指針値（午前6時から午前9時までの3時間平均値 0.20ppmC～0.31ppmC）を下回っていた。

(ppmC)

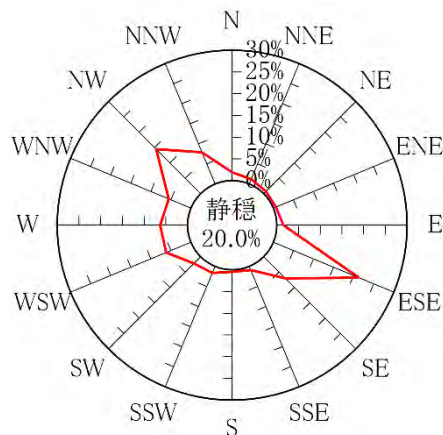
調査地点	期間 平均値	期間 最高値	3時間 平均値の 最高値
ST-6	0.23	0.52	0.30

<地上気象>

対象事業実施区域における最多風向は東南東で、月平均風速は1.1～1.9m/sであった。また、月平均気温は4.1～28.4℃、月平均湿度は44～77%、月平均日射量は8.7～19.1kW/m²、月平均放射収支量は-2.8～-0.2kW/m²であった。

(対象事業実施区域)

調査地点	年間	秋季	冬季	春季	夏季
平均風速 (m/s)	1.4	1.2	1.5	1.6	1.2
最多風向	ESE	ESE	NW	ESE	ESE



年間風配図

<上層気象>

対象事業実施区域上空において、計224回の調査のうち89回（約40%）で逆転層が確認された。

全期間

高度 (m)	50	100	150	200
平均風速 (m/s)	3.4	4.0	4.5	4.7
最多風向	NW	WNW	NW	NW
平均気温	17.9	17.6	17.3	17.0

高度 (m)	300	500	1,000	1,500
平均風速 (m/s)	4.8	4.8	5.6	6.7
最多風向	NW	NW	NW	W
平均気温	16.3	14.9	11.3	9.2

<交通量>

No.1：市道幹2号南側区間沿道

No.2：市道幹2号北側区間沿道

交通量調査結果は、以下に示すとおりであった。

交通量調査結果（12時間）

調査地点		交通量 (台/日)	走行速度 (km/h)
No.1	平日	北進	7,663
		南進	7,786
	休日	北進	5,932
		南進	5,491
No.2	平日	北進	8,262
		南進	7,738
	休日	北進	7,060
		南進	5,828

2. 予測結果の概要

予測結果（大気質（1））		
<工事中> ○建設機械の稼働（二酸化窒素） (年平均値：ppm)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.0102	0.0292
ST-2～ST-5	0.000001155～ 0.000002273	0.007001343～ 0.0080015
○建設機械の稼働（粉じん） 粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現割合が小さい状況下で、粉じん対策（後掲「環境の保全に関する配慮方針」参照）を実施することから、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さく抑えられると予測される。		
○資材運搬等の車両の走行 二酸化窒素 (年平均値：ppm)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No.1（ST-6）	0.000001253	0.008001253
ST-2	0.000001256	0.008001256
浮遊粒子状物質 (年平均値：mg/m ³)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No.1（ST-6）	0.0000003591	0.0270003591
ST-2	0.0000003585	0.0270003585
<存在・供用時> ○施設の稼働（二酸化窒素） (年平均値：ppm)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.0001000	0.01911000
ST-2～ST-5	0.00001312～ 0.00002742	0.00701788～ 0.00802742
(1時間値：ppm)		
最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下310m	0.0585	0.0705
○施設の稼働（二酸化硫黄） (年平均値：ppm)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.0010900	0.0020900
ST-2～ST-5	0.0001304～ 0.0002726	0.0001304～ 0.0021777
(1時間値：ppm)		
最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下310m	0.0585	0.0705
○施設の稼働（浮遊粒子状物質） (年平均値：mg/m ³)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.00026600	0.01826600
ST-2～ST-5	0.00003181～ 0.00006648	0.01603181～ 0.02006317
(1時間値：mg/m ³)		
最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下310m	0.014176	0.04716
○施設の稼働（塩化水素） (年平均値：ppm)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.00037300	0.00137300
ST-2～ST-5	0.00004453～ 0.00009308	0.00104453～ 0.00109308
(1時間値：ppm)		
最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下310m	0.01784	0.01984
○施設の稼働（水銀） (年平均値：μg/m ³)		
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.00184471	0.01184471
ST-2～ST-5	0.00002733～ 0.00006141	0.01002733～ 0.01006141
(1時間値：μg/m ³)		
最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下310m	0.010629	0.020629

予測結果（大気質（2））

○施設の稼働（ダイオキシン類）

（年平均値：pg-TEQ/m³）

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度 出現地点	0.00066600	0.02666600
ST-2～ST-5	0.00007952～ 0.00016620	0.01116620～ 0.02107952

（1時間値：pg-TEQ/m³）

最大着地濃度 出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下 310m	0.035441	0.056441

○廃棄物運搬車両等の走行（二酸化窒素）

（年平均値：ppm）

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No. 1（ST-6）	0.000001253	0.008001253
No. 2	0.000001256	0.00801256

○廃棄物運搬車両等の走行（浮遊粒子状物質）

（年平均値：mg/m³）

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No. 1（ST-6）	0.0000005386	0.0270005386
No. 2	0.0000005378	0.0270005378

○廃棄物運搬車両等の走行（炭化水素）

（6時～9時の年平均値：ppmC）

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
No. 1（ST-6）	0.000004122	2.300004122
No. 2	0.000004139	2.300004139

3. 評価結果の概要

評価結果（大気質（1））																							
<工事中> ○建設機械の稼働 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th></tr> <tr> <td colspan="2"> - 建設機械の稼働が集中しないよう工事計画を検討する。 - 建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型の機種を使用する。 - 建設機械の点検、整備を適切に行い、性能の維持に努める。等 </td></tr> </table> 1 環境影響の回避・低減に係る評価 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。 2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 (1) 二酸化窒素 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果（日平均値の年間 98%値）は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。 ◇環境保全目標 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>二酸化窒素</td><td>日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下</td></tr> </table> (2) 粉じん 粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現割合が小さい状況下で、粉じんの飛散による問題が生じておらず、建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画の検討、敷地境界に工事用仮囲い等を設置する等の粉じん対策を実施することで、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さく抑えられると予測される。 以上により、周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。 ◇環境保全目標 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>粉じん</td><td>周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと</td></tr> </table>	環境の保全に関する配慮方針		- 建設機械の稼働が集中しないよう工事計画を検討する。 - 建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型の機種を使用する。 - 建設機械の点検、整備を適切に行い、性能の維持に努める。等		項目	環境保全目標	二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	項目	環境保全目標	粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと	○資材運搬等の車両の走行 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th></tr> <tr> <td colspan="2"> - 資材等運搬車両が集中しないよう工事計画を検討する。 - 資材等運搬車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。 - 資材等運搬車両は、点検、整備を適切に行う。等 </td></tr> </table> 1 環境影響の回避・低減に係る評価 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。 2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の将来予測結果（日平均値の年間 98%値、2%除外値）は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。 ◇環境保全目標 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>二酸化窒素</td><td>日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下</td></tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td><td>日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m³ 以下</td></tr> </table>	環境の保全に関する配慮方針		- 資材等運搬車両が集中しないよう工事計画を検討する。 - 資材等運搬車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。 - 資材等運搬車両は、点検、整備を適切に行う。等		項目	環境保全目標	二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	浮遊粒子状物質	日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下
環境の保全に関する配慮方針																							
- 建設機械の稼働が集中しないよう工事計画を検討する。 - 建設機械は、実行可能な範囲で排出ガス対策型の機種を使用する。 - 建設機械の点検、整備を適切に行い、性能の維持に努める。等																							
項目	環境保全目標																						
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下																						
項目	環境保全目標																						
粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと																						
環境の保全に関する配慮方針																							
- 資材等運搬車両が集中しないよう工事計画を検討する。 - 資材等運搬車両は、実行可能な範囲で最新の排出ガス規制適合車等を使用する。 - 資材等運搬車両は、点検、整備を適切に行う。等																							
項目	環境保全目標																						
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下																						
浮遊粒子状物質	日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下																						

評価結果（大気質（2））

<存在・供用時>

○施設の稼働（ばい煙の排出）

環境の保全に関する配慮方針

- ・排ガスの排出濃度は、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、定期的な測定、モニタリングを実施し、適正な運転管理を行う。
- ・排ガス処理設備の適切な維持管理を行い、排ガス中の大気汚染物質の低減を図る。
- ・焼却する廃棄物の組成の均一化を図り、安定した燃焼を行う。等

1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域への大気質の影響は小さく抑えられると考えられることから、施設の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り減されると評価した。

2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 (1) 年平均値（年間 98%値、2%除外値）

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標（年平均値）

項目	環境保全目標
二酸化窒素	年間 98%値が 0.04ppm ～0.06ppm 以下
二酸化硫黄	2%除外値が 0.04ppm 以下
浮遊粒子状物質	2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下
塩化水素	0.02ppm 以下
水銀	0.04 μg/m ³ 以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

(2) 1 時間値

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標（1 時間値）

項目	環境保全目標
二酸化窒素	0.2ppm 以下
二酸化硫黄	0.1ppm 以下
浮遊粒子状物質	0.20 mg/m ³ 以下
塩化水素	0.02ppm 以下
水銀	0.04 μg/m ³ 以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

○廃棄物運搬車両等の走行

環境の保全に関する配慮方針

- ・車両運転手に対し、不必要な空ぶかしの抑制、アイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう指導する。
- ・低排出ガス型車両の導入に努める。
- ・廃棄物運搬車両は、点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど適正な走行に努める。等

1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下
炭化水素	午前 6 時～9 時の 3 時間平均 値が 0.20ppmC～0.31ppmC 以 下

8-2 騒音・低周波音

1. 調査結果の概要

調査結果（環境騒音・道路交通騒音・低周波音）

<環境騒音（敷地境界）>

敷地境界の等価騒音レベルと時間率騒音レベルは、全時間区分を通じて、休日より平日の方が高い値を示した。これは、周辺地域の事業活動等による騒音が要因になっているものと考えられる。なお、調査地点は工業専用地域であるため、環境基準及び規制基準は適用されない。

(L_{Aeq} : dB(A))

調査地点	区分	昼間 6～22 時	夜間 22～6 時
ST-1～ST-4	平日	56～60	51～56
	休日	47～57	45～56

(L₅ : dB)

調査地点	区分	朝 6～8 時	昼間 8～19 時	夕 19～22 時	夜間 22～6 時
ST-1～ST-4	平日	57～61	59～64	55～61	54～57
	休日	51～56	52～59	50～58	49～56

<環境騒音（一般環境）>

一般環境の等価騒音レベルは、全時間区分を通じて、休日より平日の方が高い値を示した。これは、周辺地域の事業活動等による騒音が要因になっているものと考えられる。なお、調査地点は工業専用地域であるため、環境基準は適用されない。

(L_{Aeq} : dB(A))

調査地点	区分	昼間 6～22 時	夜間 22～6 時
ST-7～ST-10	平日	57～67	52～61
	休日	51～60	49～55

<道路交通騒音>

平日と休日で大きな差はなかった。なお、ST-6 は幹線道路を担う道路に近接する空間の環境基準を下回っており、ST-5 は工業専用地域であるため、環境基準は適用されないが、ST-6 と同等の結果であった。

(L_{Aeq} : dB)

調査地点	区分	昼間 6～22 時	環境基準
ST-5	平日	69	—
	休日	68	
ST-6	平日	69	70
	休日	69	

7 時～19 時の測定結果

<低周波音>

既存施設の稼働時における低周波音は、G 特性等価音圧レベルが、「閾値」を下回っていた。

<G 特性等価音圧レベル (dB)>

調査地点	区分	全日 0～24 時
ST-1～ST-4	平日	76～80
	休日	72～80
閾値		100

注 1) G 特性…1～80Hz の低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正特性（ISO 7196）

2) 閾値とは、ISO 7196 において平均的な被験者が知覚できるとされる音圧レベル。

<交通量>

No.1 : 市道幹 2 号南側区間沿道

No.2 : 市道幹 2 号北側区間沿道

交通量調査結果は、以下に示すとおりであった。

交通量調査結果（12 時間）

調査地点			交通量 (台/日)	走行速度 (km/h)
No.1	平日	北進	7,663	45.8
		南進	7,786	45.5
	休日	北進	5,932	57.1
		南進	5,491	56.1
No.2	平日	北進	8,262	47.0
		南進	7,738	46.6
	休日	北進	7,060	49.3
		南進	5,828	49.1

2. 予測結果の概要

<工事中>

○建設機械の稼働（建設作業騒音）

(dB(A))

予測地点	寄与騒音 レベル	将来騒音 レベル	自主 規制値
ST-1～ST-4	73～77	74～77	85

○資材運搬等の車両の走行（道路交通騒音）

(dB(A))

予測 地点	寄与騒音 レベル	将来騒音 レベル	自主 規制値
ST-5	49	69	70
ST-6	47	69	

注 1) 昼間（7 時～19 時：12 時間）の等価騒音レベル。
2) ST-5 は自主規制値、ST-6 は環境基準を示す。

<存在・供用時>

○施設の稼働（工場騒音）

【平日】

(dB(A))

予測地点	朝 6～ 8 時	昼間 8～ 19 時	夕 19～ 22 時	夜間 22～ 6 時
寄与騒音レベル ST-1～ST-4	24～ 58	24～ 58	24～ 58	24～ 58
将来騒音レベル ST-1～ST-4	58～ 61	59～ 64	56～ 61	54～ 59
自主規制値	65	70	65	60

【休日】

(dB(A))

予測地点	朝 6～ 8 時	昼間 8～ 19 時	夕 19～ 22 時	夜間 22～ 6 時
寄与騒音レベル ST-1～ST-4	24～ 58	24～ 58	24～ 58	24～ 58
将来騒音レベル ST-1～ST-4	52～ 59	53～ 59	51～ 59	51～ 59
自主規制値	65	70	65	60

○施設の稼働（周辺地域）

【平日】

(dB(A))

予測地点	昼間 6～22 時	夜間 22～6 時
寄与騒音レベル ST-7～ST-10	38～55	38～55
将来騒音レベル ST-7～ST-10	58～67	54～ <u>62</u>
自主規制値	70	60

注) 斜体で下線は、自主規制値を上回ったことを示す。

【休日】

(dB(A))

予測地点	昼間 6～22 時	夜間 22～6 時
寄与騒音レベル ST-7～ST-10	38～55	38～55
将来騒音レベル ST-7～ST-10	53～61	52～58
自主規制値	70	60

○施設の稼働（低周波音）

施設の稼働時における低周波音（G 特性音圧レベル）は、人が感じ始める閾値（100dB）を下回り、1/3 オクターブバンド音圧レベルは、物的苦情に関する参照値を下回ると予測される。

○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通騒音）

(L_{Aeq} : dB(A))

予測地点		寄与騒音 レベル	将来騒音 レベル	自主 規制値
ST-5	平日	54	69	70
	休日		68	
ST-6	平日	54	69	
	休日		69	

注 1) 昼間（7 時～19 時：12 時間）の等価騒音レベル。
2) ST-5 は自主規制値、ST-6 は環境基準を示す。

3. 評価結果の概要

評価結果（騒音・低周波音(1)）									
<工事中> ○建設機械の稼働（建設作業騒音） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th></tr> <tr> <td colspan="2"> - 建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を使用する。 - 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 - 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等 </td></tr> </table>	環境の保全に関する配慮方針		- 建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を使用する。 - 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 - 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等		◇環境保全目標 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>騒音レベル</td><td>幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準、またはそれに準じて設定した自主規制値（L_{Aeq}） ：（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB</td></tr> </table>	項目	環境保全目標	騒音レベル	幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準、またはそれに準じて設定した自主規制値（ L_{Aeq} ） ：（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB
環境の保全に関する配慮方針									
- 建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を使用する。 - 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 - 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等									
項目	環境保全目標								
騒音レベル	幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準、またはそれに準じて設定した自主規制値（ L_{Aeq} ） ：（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB								
1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。 2 基準・目標等との整合の観点 敷地境界上における建設作業騒音レベルの予測結果は、環境保全目標とした自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。	<存在・供用時> ○施設の稼働（工場騒音） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th></tr> <tr> <td colspan="2"> - 設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 - 設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。 - 建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。等 </td></tr> </table>	環境の保全に関する配慮方針		- 設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 - 設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。 - 建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。等					
環境の保全に関する配慮方針									
- 設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 - 設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。 - 建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。等									
◇環境保全目標 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>騒音レベル</td><td>特定建設作業騒音に係る規制基準に準じて設定した自主規制値（L_{a5}） ：敷地境界で 85dB 以下</td></tr> </table>	項目	環境保全目標	騒音レベル	特定建設作業騒音に係る規制基準に準じて設定した自主規制値（ L_{a5} ） ：敷地境界で 85dB 以下	1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。				
項目	環境保全目標								
騒音レベル	特定建設作業騒音に係る規制基準に準じて設定した自主規制値（ L_{a5} ） ：敷地境界で 85dB 以下								
○資材運搬等の車両の走行（道路交通騒音） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th></tr> <tr> <td colspan="2"> - 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。 - 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 - 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等 </td></tr> </table>	環境の保全に関する配慮方針		- 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。 - 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 - 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等		2 基準・目標等との整合の観点 ①敷地境界 将来騒音レベルの予測結果は、全ての地点で、各時間帯の自主規制値を満たしていることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。 ②周辺地域 将来騒音レベルの予測結果は、ST-7 の平日及び休日の昼間、ST-9 の休日昼間、ST-10 の平日昼間を除き、自主規制値を超過する結果となった。 しかし、自主規制値を超過した地点のうち、ST-7 の休日夜間、ST-8 の休日昼間を除いては、現況騒音レベルが自主規制値を超過している。また、現況騒音レベルから将来騒音レベルの増加量は、0～3dB と小さいことから、現況との変化は小さいと考えられる。				
環境の保全に関する配慮方針									
- 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。 - 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 - 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等									
1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。 2 基準・目標等との整合の観点 道路交通騒音レベルの予測結果は、環境保全目標とした騒音に係る環境基準及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。	以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。								

評価結果（騒音・低周波音(2)）

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	・特定工場等に係る規制基準に準じて設定した自主規制値（L_{A5}） 敷地境界：（朝・夕）65dB 以下 （昼 間）70dB 以下 （夜 間）60dB 以下 ・環境基準に準じて設定した自主規制値（L_{Aeq}） ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下

○施設の稼働（低周波音）

環境の保全に関する配慮方針
・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。 ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベルの予測結果は、環境保全目標とした「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に基づく感覚閾値、並びに建具ががたつき始める閾値を下回っており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
低周波音音圧レベル	・（感覚閾値）G 特性音圧レベル：100dB ・（建具ががたつき始める閾値）1/3 オクターブバンド音圧レベル ：5Hz：70dB、10Hz：73dB、 20Hz：80dB、40Hz：93dB、 50Hz：99dB

○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通騒音）

環境の保全に関する配慮方針
・廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として日曜日を含め、受け入れ時間は午前 8 時から午後 5 時までとする。 ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

道路交通騒音レベルの予測結果は、環境保全目標とした道路交通騒音の環境基準及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準、またはそれに準じて設定した自主規制値（ L_{Aeq} ） ：（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下

8-3 振動

1. 調査結果の概要

調査結果（工場振動・道路交通振動）							
＜環境振動（敷地境界）＞ 敷地境界の環境振動は、休日より平日の方が高い値を示した。これは、周辺地域の事業活動等による振動が要因になっているものと考えられる。 なお、振動に環境基準はなく、調査地点は工業専用地域であるため、規制基準も適用されない。			＜交通量＞ No.1：市道幹2号南側区間沿道 No.2：市道幹2号北側区間沿道 交通量調査結果は、以下に示すとおりであった。				
			交通量調査結果（12時間）				
			調査地点	交通量 (台/日)			
				走行速度 (km/h)			
			No.1	平日 北進	7,663	45.8	
				南進	7,786	45.5	
				休日 北進	5,932	57.1	
				南進	5,491	56.1	
			No.2	平日 北進	8,262	47.0	
				南進	7,738	46.6	
				休日 北進	7,060	49.3	
				南進	5,828	49.1	

＜環境振動（敷地境界）＞

敷地境界の環境振動は、休日より平日の方が高い値を示した。これは、周辺地域の事業活動等による振動が要因になっているものと考えられる。

なお、振動に環境基準はなく、調査地点は工業専用地域であるため、規制基準も適用されない。

(L₁₀ : dB)

調査地点	区分	昼間 8～19時	夜間 19～8時
ST-1～ST-4	平日	30～45	<25～37
	休日	<25～38	<25～34

＜道路交通振動＞

ST-6は要請限度を下回っており、ST-5は工業専用地域であるため、道路交通振動の要請限度は適用されないが、ST-6と同等の結果であった。

(L₁₀ : dB)

調査地点	区分	昼間 8～19時	夜間 19～8時
ST-5	平日	38	38
	休日	31	32
ST-6	平日	38	38
	休日	38	39
要請限度		65	60

注1) 夜間の値は、7～8時の1時間値を示した。

注2) 昼間の値は、8～19時までの各時間のL₁₀の算術平均値である。

2. 予測結果の概要

<工事中>

○建設機械の稼働（建設作業振動）

(L₁₀：dB)

予測地点	寄与振動レベル	将来振動レベル	自主規制値
ST-1～ST-4	58～69	58～69	75

○資材運搬等の車両の走行（道路交通振動）

(L₁₀：dB)

予測地点		寄与振動レベル	将来振動レベル	自主規制値
ST-5	平日	3	38	70
	休日	3	38	65
ST-6	平日	5	38	65
	休日	8	38	60

注 1) 夜間の予測結果は 7～8 時の予測値、昼間の予測結果は 8～19 時の毎時の予測値の算術平均値を示す。

注 2) ST-5 は自主規制値、ST-6 は要請限度を示す。

<存在・供用時>

○施設の稼働（工場騒音）

【平日】

(L₁₀：dB)

予測地点	昼間	夜間
寄与振動レベル ST-1～ST-4	49～59	49～59
将来振動レベル ST-1～ST-4	50～59	49～59
自主規制値	65	60

【休日】

(L₁₀：dB)

予測地点	昼間	夜間
寄与振動レベル ST-1～ST-4	49～59	49～59
将来振動レベル ST-1～ST-4	49～59	49～59
自主規制値	65	60

○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通振動）

【平日】

(L₁₀：dB)

予測地点		寄与振動レベル	将来振動レベル	自主規制値
ST-5	昼間	20	38	70
	夜間	3	38	65
ST-6	昼間	23	38	65
	夜間	5	38	60

注 1) 夜間の予測結果は 7～8 時の予測値、昼間の予測結果は 8～19 時の毎時の予測値の算術平均値を示す。

注 2) ST-5 は自主規制値、ST-6 は要請限度を示す。

【休日】

(L₁₀：dB)

予測地点		寄与振動レベル	将来振動レベル	自主規制値
ST-5	昼間	20	31	70
	夜間	2	32	65
ST-6	昼間	24	38	65
	夜間	6	39	60

注 1) 夜間の予測結果は 7～8 時の予測値、昼間の予測結果は 8～19 時の毎時の予測値の算術平均値を示す。

注 2) ST-5 は自主規制値、ST-6 は要請限度を示す。

3. 評価結果の概要

評価結果（振動）																									
＜工事中＞ ○建設機械の稼働（建設作業振動） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th></tr> <tr> <td colspan="2"> - 建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 - 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 - 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等 </td></tr> </table> 1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。 2 基準・目標等との整合の観点 敷地境界上における建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベルの予測結果は、環境保全目標とした自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。 ◇環境保全目標 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>振動レベル</td><td> 道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値（L_{10}） ST-5（工業専用地域） ：（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第1種住居地域） ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下 </td></tr> </table> ○資材運搬等の車両の走行（道路交通振動） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th></tr> <tr> <td colspan="2"> - 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。 - 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 - 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等 </td></tr> </table> 1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。 2 基準・目標等との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動レベルの予測結果は、環境保全目標とした道路交通振動の要請限度及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。	環境の保全に関する配慮方針		- 建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 - 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 - 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等		項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値（ L_{10} ） ST-5（工業専用地域） ：（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第1種住居地域） ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下	環境の保全に関する配慮方針		- 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。 - 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 - 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等		◇環境保全目標 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>振動レベル</td><td> 道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値（L_{10}） ST-5（工業専用地域） ：（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第1種住居地域） ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下 </td></tr> </table> ○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通振動） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th></tr> <tr> <td colspan="2"> - 廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として日曜日を含め、受け入れ時間は午前8時から午後5時までとする。 - 廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 - 廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等 </td></tr> </table> 1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。 2 基準・目標等との整合の観点 道路交通振動レベルの予測結果は、すべての地点のすべての時間区分で要請限度及び自主規制値を満たしており、環境保全目標との整合が図られていると評価した。 ◇環境保全目標 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>振動レベル</td><td> 道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値（L_{10}） ST-5（工業専用地域） ：（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第1種住居地域） ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下 </td></tr> </table>	項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値（ L_{10} ） ST-5（工業専用地域） ：（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第1種住居地域） ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下	環境の保全に関する配慮方針		- 廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として日曜日を含め、受け入れ時間は午前8時から午後5時までとする。 - 廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 - 廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等		項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値（ L_{10} ） ST-5（工業専用地域） ：（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第1種住居地域） ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下
環境の保全に関する配慮方針																									
- 建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 - 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 - 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等																									
項目	環境保全目標																								
振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値（ L_{10} ） ST-5（工業専用地域） ：（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第1種住居地域） ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下																								
環境の保全に関する配慮方針																									
- 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。 - 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 - 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等																									
項目	環境保全目標																								
振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値（ L_{10} ） ST-5（工業専用地域） ：（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第1種住居地域） ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下																								
環境の保全に関する配慮方針																									
- 廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として日曜日を含め、受け入れ時間は午前8時から午後5時までとする。 - 廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 - 廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等																									
項目	環境保全目標																								
振動レベル	道路交通振動の要請限度、またはそれに準じて設定した自主規制値（ L_{10} ） ST-5（工業専用地域） ：（昼間）70dB 以下 （夜間）65dB 以下 ST-6（第1種住居地域） ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下																								

8-4 悪臭

1. 調査結果の概要

調査結果（悪臭）				
＜悪臭（敷地境界及び最大着地濃度出現地点）＞				
調査項目		冬季		
		ST-1 風上	ST-2 風下	ST-3
調査年		令和3年	令和3年	令和3年
調査月日		2月25日	2月25日	2月25日
採取時刻		14:37	15:03	13:57
天候		晴れ	晴れ	晴れ
風向（16方位）		南東	南東	南東
風速（m/s）		0.8	0.7	0.5
気温（℃）		16.2	13.7	16.5
湿度（％）		15.4	18.3	15.3
特定悪臭物質 （ppm）	アンモニア	<0.03	<0.03	<0.03
	メチルメルカプタン	<0.001	<0.001	<0.001
	硫化水素	<0.002	<0.002	<0.002
	硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001
	二硫化メチル	<0.0009	<0.0009	<0.0009
	トリメチルアミン	<0.001	<0.001	<0.001
	アセトアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005
	プロピオンアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005
	ノルマルブチルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	<0.0009
	イソブチルアルデヒド	<0.002	<0.002	<0.002
	ノルマルパレルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	<0.0009
	イソパレルアルデヒド	<0.003	<0.003	<0.003
	イソブタノール	<0.09	<0.09	<0.09
	酢酸エチル	<0.3	<0.3	<0.3
	メチルイソブチルケトン	<0.1	<0.1	<0.1
	トルエン	<0.1	<0.1	<0.1
	スチレン	<0.04	<0.04	<0.04
	キシレン	<0.1	<0.1	<0.1
	プロピオン酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ノルマル酪酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ノルマル吉草酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	イソ吉草酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
官能試験	臭気指数 （臭気強度）	<10 (<10)	<10 (<10)	<10 (<10)

調査結果（悪臭）				
＜悪臭（敷地境界及び最大着地濃度出現地点）＞				
調査項目		夏季		
		ST-1 風上	ST-2 風下	ST-3
調査年		令和3年	令和3年	令和3年
調査月日		8月19日	8月19日	8月19日
採取時刻		14:38	13:59	15:13
天候		晴れ	晴れ	晴れ
風向（16方位）		南	南東	南東
風速（m/s）		0.7	0.7	0.4
気温（℃）		38.5	38.4	35.3
湿度（％）		40.7	40.8	42.6
特定悪臭物質 （ppm）	アンモニア	<0.03	<0.03	<0.03
	メチルメルカプタン	<0.001	<0.001	<0.001
	硫化水素	<0.002	<0.002	<0.002
	硫化メチル	<0.001	<0.001	<0.001
	二硫化メチル	<0.0009	<0.0009	<0.0009
	トリメチルアミン	<0.001	<0.001	<0.001
	アセトアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005
	プロピオンアルデヒド	<0.005	<0.005	<0.005
	ノルマルブチルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	<0.0009
	イソブチルアルデヒド	<0.002	<0.002	<0.002
	ノルマルパレルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	<0.0009
	イソパレルアルデヒド	<0.003	<0.003	<0.003
	イソブタノール	<0.09	<0.09	<0.09
	酢酸エチル	<0.3	<0.3	<0.3
	メチルイソブチルケトン	<0.1	<0.1	<0.1
	トルエン	<0.1	<0.1	<0.1
	スチレン	<0.04	<0.04	<0.04
	キシレン	<0.1	<0.1	<0.1
	プロピオン酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ノルマル酪酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ノルマル吉草酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	イソ吉草酸	<0.0005	<0.0005	<0.0005
官能試験	臭気指数 （臭気強度）	<10 (<10)	<10 (<10)	<10 (<10)

2. 予測結果の概要

予測結果（悪臭）	
＜存在・供用時＞	
○施設の稼働（悪臭の漏洩）	
施設からの悪臭の漏洩を防止するため、悪臭の発生が考慮されるごみ受入ピットのシャッターは、搬入時以外は閉鎖し、プラットホーム出入口のシャッターも搬入車両出入時以外は閉鎖する。	
ごみ受入ピット及びプラットホームは、負圧構造のため、悪臭の建物外への漏洩はほとんどないと考えられる。さらに、環境保全措置に示した悪臭対策を実施することから、施設から漏洩する悪臭による環境への影響は小さいものと予測される。	
○排気筒から排出される排ガス	
最大着地濃度出現地点は、排気筒の風下側約770mに出現し、約17,000倍に希釈される。また、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成9年、ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会）に示されている、ダイオキシン類発生防止のための燃焼温度及び時間（850℃で2秒以上）を遵守する。多くの特定悪臭物質（アンモニア、メチルメルカプタン等）の臭気は、上記燃焼温度では分解等によりなくなることが想定されることから、発生する特定悪臭物質濃度は極めて小さいと予測される。	
予測項目	将来予測濃度
臭気濃度 （臭気指数）	0.05741 （10未満）

3. 評価結果の概要

評価結果（悪臭）					
<存在・供用時>	2 基準・目標等との整合の観点 施設の稼働にあたっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、ごみピット内の臭気を燃焼用空気として吸引し、また、施設停止時には脱臭装置により臭気が排出されないようにするほか、様々な悪臭の漏洩防止対策の実施、徹底を図る計画である。 以上により、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。				
環境の保全に関する配慮方針 ・受入ごみピット及び汚泥ホッパ室内は密閉構造とし、ピット内等の空気を燃焼用空気として吸引し、内部の圧力を周囲より下げることにより臭気の漏洩を防止する。 ・施設停止時には脱臭装置を稼働させ、悪臭の漏洩を防止する。 ・燃焼温度等を監視し適正な運転管理を行うことにより、安定燃焼を確保する。等	◇環境保全目標 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臭気指数</td><td> [敷地境界] 臭気指数 18 以下 [最大着地濃度出現地点] 臭気指数 15 以下 </td></tr> </tbody> </table>	項目	環境保全目標	臭気指数	[敷地境界] 臭気指数 18 以下 [最大着地濃度出現地点] 臭気指数 15 以下
項目	環境保全目標				
臭気指数	[敷地境界] 臭気指数 18 以下 [最大着地濃度出現地点] 臭気指数 15 以下				
1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。					

8-5 土壌

1. 調査結果の概要

調査結果（土壌）

<土壌の状況>

ST-1：対象事業実施区域南側
ST-2：対象事業実施区域西側
対象事業実施区域内の土壌調査結果は下表に示すとおりであり、土壌汚染に係る環境基準を下回っていた。

◇土壌調査結（ST-1）

(mg/L)

項目	分析結果	環境基準
カドミウム	<0.001	0.003 以下
全シアン	<0.1	検出されないこと
有機燐	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.005	0.05 以下
砒素	<0.001	0.01 以下
総水銀	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	<0.0005	検出されないこと
P C B	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.001	0.01 以下
ふっ素	<0.2	0.8 以下
ほう素	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下

◇土壌調査結果（ST-2）

(mg/L)

項目	分析結果	環境基準
カドミウム	<0.001	0.003 以下
全シアン	<0.1	検出されないこと
有機燐	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.005	0.05 以下
砒素	<0.001	0.01 以下
総水銀	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	<0.0005	検出されないこと
P C B	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.001	0.01 以下
ふっ素	<0.2	0.8 以下
ほう素	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	0.05 以下

◇土壌調査結果（ダイオキシン類）

(pg-TEQ/g)

項目	分析結果	環境基準
ST-1	230	1,000 以下
ST-2	60	

<土地利用の履歴>

ST-1：対象事業実施区域、ST-2～5：周辺地域（大気質調査地点と同じ）

土地利用の履歴（空中写真による確認結果：対象事業実施区域）	
ST-1	1969 年：荒地、1980 年：荒地、1990 年：工場、1999 年：工場、2002 年：工場
ST-2	1960 年：民家、1969 年：民家、1974 年：民家、1986 年：民家、1999 年：民家
ST-3	1960 年：民家、1975 年：民家、1986 年：民家、1999 年：民家
ST-4	1960 年：農耕地、1969 年：農耕地、1990 年：民家及び農耕地、2002 年：民家及び農耕地
ST-5	1960 年：農耕地、1974 年：民家及び農耕地、1986 年：民家及び農耕地、1999 年：民家及び農耕地

2. 予測結果の概要

予測結果（土壌）		
＜存在・供用時＞ ○施設の稼働 土壌の調査結果によると、対象事業実施区域内における土壌中のダイオキシン類の濃度は「ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準」を下回っていた。また、周辺地域の予測地点における土地利用の履歴では、1960年代から近年まで民家や農耕地として利用されており、土壌汚染の原因となるような事業活動は営まれていない。このことから予測地点における土壌汚染の汚染のおそれは少ないと推測される。 ばい煙の排出による大気中のダイオキシン類の予測結果（寄与濃度）は、すべての地点（ST-2～ST-5）及び最大着地濃度出現地点で環境基準（0.6pg-TEQ/m³）を下回っていた。 以上により、施設の稼働に伴い排出されるばい煙の拡散によるダイオキシン類の影響については、周辺地域における土壌中のダイオキシン類の濃度を著しく悪化させることはないと予測される。	○ダイオキシン類（大気質）	
	予測地点	ばい煙の排出による寄与濃度（pg-TEQ/m ³ ）
	最大着地濃度出現地点	将来予測濃度（pg-TEQ/m ³ ）
	周辺地域予測地点（ST-2～ST-5）	

注）「ばい煙の排出による寄与濃度」は、施設からの寄与濃度を示したものであり、それにバックグラウンド濃度を加算して、将来予測濃度を示している。

3. 評価結果の概要

評価結果（土壌）					
＜存在・供用時＞ ○施設の稼働 環境の保全に関する配慮方針 - 施設からのばい煙の排出濃度は、関係法令の排出基準と同等又はより厳しい自主規制値を設けて、モニタリングを実施しながら、適正な運転管理を行う。 - 排ガス処理設備を適切に維持管理し、排ガス中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。 - 施設からのばい煙中のダイオキシン類抑制のため、バグフィルタ及び活性炭処理を採用する。 1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域の土壌への蓄積の影響はほとんどないものと予測されることから、土壌への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。	2 基準・目標等との整合の観点 周辺地域における調査結果によると、全ての調査地点でダイオキシン類による土壌汚染のおそれは少ないと推測され、施設が稼働した場合の影響については、排出されるばい煙の拡散によるダイオキシン類が、周辺地域における土壌中の濃度を著しく悪化させることはないと予測される。 以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。 ◇環境保全目標 <table> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>土壌</td><td>「ダイオキシン類の環境基準を満足すること」 「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」</td></tr> </table>	項目	環境保全目標	土壌	「ダイオキシン類の環境基準を満足すること」 「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」
項目	環境保全目標				
土壌	「ダイオキシン類の環境基準を満足すること」 「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」				

8-6 動物

1. 調査結果の概要

調査結果（動物）																									
＜動物相＞ 調査地域内で確認された種数は、以下に示すとおりであった。 ○動物相の確認状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>確認種数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td><td>3 目 5 科 5 種</td></tr> <tr> <td>鳥類</td><td>10 目 21 科 30 種</td></tr> <tr> <td>爬虫類</td><td>1 目 2 科 2 種</td></tr> <tr> <td>両生類</td><td>1 目 2 科 2 種</td></tr> <tr> <td>昆虫類</td><td>14 目 97 科 243 種</td></tr> </tbody> </table>	項目	確認種数	哺乳類	3 目 5 科 5 種	鳥類	10 目 21 科 30 種	爬虫類	1 目 2 科 2 種	両生類	1 目 2 科 2 種	昆虫類	14 目 97 科 243 種	＜保全すべき種＞ 現地調査で確認された種の中から、保全すべき種を抽出した結果は、以下に示すとおりである。 ○注目すべき種の確認状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>確認種数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td><td>0 種（該当なし）</td></tr> <tr> <td>鳥類</td><td>2 目 2 科 2 種</td></tr> <tr> <td>爬虫類</td><td>1 目 2 科 2 種</td></tr> <tr> <td>両生類</td><td>0 種（該当なし）</td></tr> <tr> <td>昆虫類</td><td>4 目 4 科 4 種</td></tr> </tbody> </table>	項目	確認種数	哺乳類	0 種（該当なし）	鳥類	2 目 2 科 2 種	爬虫類	1 目 2 科 2 種	両生類	0 種（該当なし）	昆虫類	4 目 4 科 4 種
項目	確認種数																								
哺乳類	3 目 5 科 5 種																								
鳥類	10 目 21 科 30 種																								
爬虫類	1 目 2 科 2 種																								
両生類	1 目 2 科 2 種																								
昆虫類	14 目 97 科 243 種																								
項目	確認種数																								
哺乳類	0 種（該当なし）																								
鳥類	2 目 2 科 2 種																								
爬虫類	1 目 2 科 2 種																								
両生類	0 種（該当なし）																								
昆虫類	4 目 4 科 4 種																								

2. 予測結果の概要

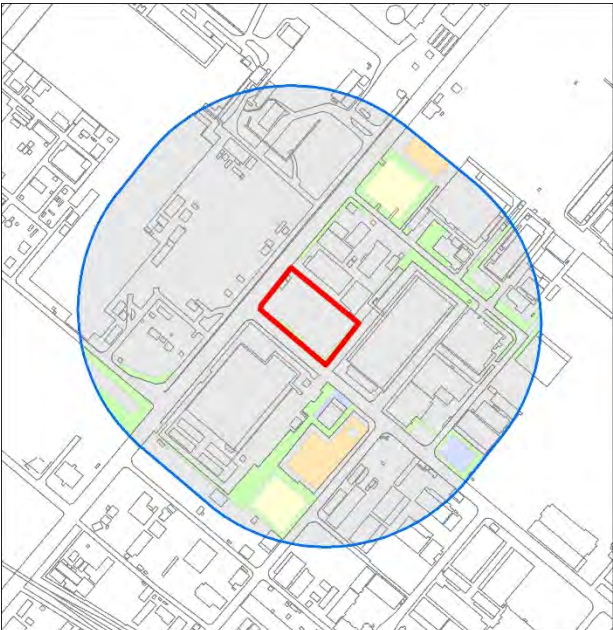
予測結果（動物）	
＜工事中、存在・供用時＞ ○生息環境の消失 保全すべき動物種のうち、対象事業実施区域内で確認されたのは、上空を通過したハヤブサのみであった。ハヤブサの営巣適地は高層建造物や崖の岩棚などであることから当地を繁殖地に選定されることは考えにくい。 以上のことから、生息地の消失または生息環境の減少による影響は極めて少ないと予測された。	○移動経路の分断、騒音・振動、光環境の変化 低減措置として、工事中では使用建設機械及び資材運搬等の車両の走行に伴う騒音・振動の発生抑制を実施する。施設の存在時では、緩衝緑地の配置による光環境への影響の低減措置を実施する。 代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地（植栽）は、在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹する。 以上のことから、生息環境への影響は、極めて小さいと予測された。

3. 評価結果の概要

評価結果（動物）					
＜工事中・存在・供用時＞ ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・ ・造成等の工事、施設が存在 <table><tr><th>環境の保全に関する配慮方針</th></tr><tr><td> ・建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 ・資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。 ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 等 </td></tr></table>	環境の保全に関する配慮方針	・建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 ・資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。 ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 等	されるものと評価した。 2 基準・目標等との整合の観点 保全すべき動物種の生息環境の一部が消失する可能性がある。そのため、代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地（植栽）は在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹する計画であり、動物の生息環境が創出され则认为られる。 保全すべき動物種の生息環境の質的变化に対しては「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき動物種への影響の低減（代償）が期待できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。		
環境の保全に関する配慮方針					
・建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 ・資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。 ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 等					
1 影響の回避・低減の観点 保全すべき動物種のうち、生息環境の減少による影響を受ける種が確認された。保全すべき種への影響について、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき動物種への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減され、新たな動物の生息環境の創出により代償	◇環境保全目標 <table><tr><th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr><tr><td>動物</td><td>「保全すべき動物種の生息環境を保全すること」</td></tr></table>	項目	環境保全目標	動物	「保全すべき動物種の生息環境を保全すること」
項目	環境保全目標				
動物	「保全すべき動物種の生息環境を保全すること」				

8-7 植物

1. 調査結果の概要

調査結果（植物）	
＜植物相＞ 調査地域内において、74 科 212 種の植物が確認された。 ＜植生＞ 調査地域の植生図は、下図に示すとおりであった。  凡例 対象事業実施区域 対象事業実施区域から250m ＜植生図凡例＞ 工場・公園樹林地 低葎草地 ヨシ群落 開放水域 造成地 人工構造物 1:4,000 0 25 50 100 150 200 m	＜保全すべき種＞ 現地調査で確認された種のうち、保全すべき種に該当する種はなかった。

2. 予測結果の概要

予測結果（植物）	
＜工事中、存在・供用時＞ ○生育環境の消失 工事中は、群落の消失や生育環境の面積減少といった直接的な影響が想定されるが、存在・供用時は、在来種を中心に植栽され、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹することから、影響は小さいと予測された。 なお、現地調査で確認された種のうち、保全すべき種に該当する種はなかった。	○光環境の変化 工事中は、夜間において照明による光環境の変化はないか、あっても極めて小さいと考えられ、存在・供用時は高層建築物の建設予定はなく、高所からの照明による影響は想定されない。 また、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設けるため、対象事業実施区域内の照明による植物の生育環境への影響は極めて小さいと予測された。

3. 評価結果の概要

評価結果（植物）					
<工事中、存在・供用時> ○造成等の工事、施設の存在 <table><tr><th>環境の保全に関する配慮方針</th></tr><tr><td> ・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 ・対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。等 </td></tr></table>	環境の保全に関する配慮方針	・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 ・対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。等	2 基準・目標等との整合の観点 工事の実施及び施設の存在に伴い、現存する植生や群落の一時的な消失が考えられるが、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、植物種への影響の低減（代償）が期待できることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。		
環境の保全に関する配慮方針					
・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 ・対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。等					
1 影響の回避・低減の観点 事業の実施により現存する植生や群落の一時的な消失が考えられるが、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、影響の低減及び新たな生育環境の創出が期待できる。 以上により、工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されるとともに、新たな植物の生育基盤の創出により代償されると評価した。	◇環境保全目標 <table><tr><th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr><tr><td>植物</td><td>「植生及び群落の生育環境を保全すること」</td></tr></table>	項目	環境保全目標	植物	「植生及び群落の生育環境を保全すること」
項目	環境保全目標				
植物	「植生及び群落の生育環境を保全すること」				

8-8 生態系

1. 調査結果の概要

調査結果（生態系）									
＜着目種の抽出状況＞ 上位性・典型性・特殊性の観点から着目種を以下に示すとおり抽出した。	・ニホンカナヘビ 低地から山地にかけて広範囲に生息するが、低地や丘陵地で多く見られる。草むらなど日当たりのよい場所を好み、公園の緑地、水田の畦、人家の生け垣、畑地など人為的な環境にも適応している。 現地調査では、樹林地や乾性草地等で広く確認されていることから、樹林地及び乾性草地の典型性を示す種として選定する。								
○着目種の抽出結果	・ギンヤンマ 平地から低山地の開放的な池沼、湿地、河川の淀みなどにみられる。開水面上でホバリングを交えて縄張り飛翔する。移動力が大きく、様々な水域に出現する。 現地調査では、調整池内で縄張りを形成したり、公園内を飛翔する個体が確認された。調査範囲内でのごく限られた場所が水域となっていることから特殊性を示す種として選定する。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>着目種</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位性</td><td>モズ</td></tr> <tr> <td>典型性</td><td>ニホンカナヘビ</td></tr> <tr> <td>特殊性</td><td>ギンヤンマ</td></tr> </tbody> </table>	区分	着目種	上位性	モズ	典型性	ニホンカナヘビ	特殊性	ギンヤンマ	
区分	着目種								
上位性	モズ								
典型性	ニホンカナヘビ								
特殊性	ギンヤンマ								
＜着目種の確認状況＞ ・モズ 低地の集落周辺の林、河原や農耕地、公園、広い庭等にみられる。両生爬虫類や昆虫類、時には小鳥も追う。 現地調査では、各公園や調整池周辺にて高鳴きする姿が多くみられた。現地調査でみられた両生爬虫類や昆虫類が餌資源として機能することから、上位性を示す種として選定する。									

2. 予測結果の概要

予測結果（生態系）	
＜工事中、存在・供用時＞ ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設が存在 予測地域（対象事業実施区域から250m）の大部分は工場地帯など人工構造物（26.32ha、87.44％）の環境類型区分であり、次いで樹林地（公園・工場樹林地）が7.21％を占めている。対象事業実施区域外に草地の典型性を示すメヒシバ群落等が存在し、対象事業実施区域周辺においてニホンカナヘビ、ギンヤンマ等が確認された。これらを捕食する上位種としてモズが広く生息していた。 これらの生態系の着目種の生息・生育基盤は、工事により質が変化すると予測される。また、資材運搬等の車両の走行により一時的に車両が増加し、ニホンカナヘビやヒガシニホントカゲ等の近隣の生息場を移動しながら個体群を維持している種に対して、移動経路の分断による影響が一時的に生じ、それらを餌とするモズの生息状況が呼応するように若干の変化が予測される。なお、騒音・振動の変化による間接的な影響による生息環境の質的变化が予測される。水域としての調整池は改変が無く、対象事業実施区域からも一定距離があることから、ギンヤンマの生息環境に変化は極めて小さいと考えられる。一方、光環境や水質の変化による生息・生育環境への影響に関しては極めて小さい、またはないと考えられる。 ・モズ 確認地点は、中折之口公園・松原公園に隣接する調整池周辺であった。対象事業実施区域に隣接した場所であり、直接的な影響は無く、間接的に工事車両により全体的な通行量の増加や建設工事に使用する重機の稼働等により、一時的な忌避が見られる可能性がある。 ただし、環境配慮対策での低騒音・低振動型の重機の使用や搬入車両等の適切な運行管理により影響は低減される。確認地点が改変の無い公園及び調整池ということもあり、本種の生息に影響は極めて低いと考えられる。	・ニホンカナヘビ 確認地点は、対象事業区域外の街路樹及び松原公園周辺となっており、対象事業実施区域内では確認されていない。直接的な影響は無く、間接的に工事車両により全体的な通行量の増加や建設工事に使用する重機の稼働等により、一時的な忌避が見られる可能性がある。 ただし、環境配慮対策での低騒音・低振動型の重機の使用や搬入車両等の適切な運行管理により影響は低減され、本種の生息に影響は極めて低いと考えられる。 ・ギンヤンマ 確認地点は、対象事業区域外の調整池及び松原公園周辺となっており、対象事業実施区域内では確認されていない。直接的な影響は無く、間接的に工事車両により全体的な通行量の増加や建設工事に使用する重機の稼働等により、一時的な忌避が見られる可能性がある。 ただし、環境配慮対策での低騒音・低振動型の重機の使用や搬入車両等の適切な運行管理により影響は低減され、本種の生息に影響は極めて低いと考えられる。

3. 評価結果の概要

評価結果（生態系）

<工事中、存在・供用時>
○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

・建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。
・資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。
・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。等

1 影響の回避・低減の観点

着目種を中心とする対象事業実施区域内の動物、植物及び生態系にとって最も影響の大きい、生息・生育環境の消失・縮小を回避するため、対象事業実施区域の環境を事業者が実行可能な範囲で残存できるか検討を行ったが、特別な回避及び低減措置、最小化の必要性は低いと判断された。
低減措置として、工事中では使用建設機械及び資材運搬等の車両からの騒音・振動の発生抑制を実施する。施設の存在時では、緩衝緑地の配置による光環境への影響の低減措置を実施する。
代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地（植栽）は、在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植栽することで、植物の新たな生育基盤が整備されるとともに、動物の採餌環境や移動経路として利用されることが期待でき、生息環境が創出されることが考えられる。
また、近隣で生息確認されており上位種に設定したモズについては、本種の移動能力の大きさ、使用建設機械の配慮、資材運搬等の車両の運行管理や緑地整備等の回避、低減及び代償措置の実施等により、予測地域における生息環境への影響を低減できるとともに、本着目種を上位種とした生態系は、現況からほとんど変化しないと考えられる。
以上により、工事の実施及び施設の存在に伴う生態系への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されるとともに、新たな植物の生育基盤の整備及びそれに伴う動物の生息環境の創出により代償されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

工事の実施及び施設の存在に伴い、樹林地の環境の一部が消失する。そのため、代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地は、在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹する計画であり、植物の新たな生育基盤が整備されるとともに、動物の採餌環境や移動経路として利用されることが期待でき、動物の生息環境が創出されることが考えられる。
着目種等の生息・生育環境の質的变化に対しては環境の保全に関する配慮方針を講ずることにより、着目種等への影響の低減（代償）が期待でき、着目種を上位種または典型種とした生態系を維持できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目

環境保全目標

生態系

「着目種の生息・生育環境を保全すること」

8-9 景観

1. 調査結果の概要

調査結果（景観）	
＜眺望景観＞ 調査地点から対象事業実施区域への眺望景観の状況は、以下に示すとおりであった。 ・ ST-1：対象事業実施区域北西 対象事業実施区域からの距離：約 100m  近景は、市道幹 2 号及び隣事業所の植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域の既存植栽帯が確認される。 ・ ST-2：対象事業実施区域南西 対象事業実施区域からの距離：約 100m  近景は、市道幹 2 号及び隣事業所の植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域の既存植栽帯が確認される。 ・ ST-3：対象事業実施区域南東 対象事業実施区域からの距離：約 230m  近景は、市道幹 I-120 号及び隣事業所の建物、植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域の既存植栽帯が確認される。	・ ST-4：対象事業実施区域北東 対象事業実施区域からの距離：約 180m  近景は、隣事業所の植栽帯で構成されており、中景に隣接事業所の建物を確認される。 ・ ST-5：松原公園 対象事業実施区域からの距離：約 200m  近景は、公園敷地で構成されており、中景に公園の植栽帯が確認される。 ・ ST-6：中林公園 対象事業実施区域からの距離：約 330m  近景は、公園敷地で構成されており、中景に公園の植栽帯及び隣接事業所の建物を確認される。

調査結果（景観）

・ ST-7：中折之口公園

対象事業実施区域からの距離：約 300m



近景は、公園敷地で構成されており、中景に公園の植栽帯及び隣接事業所の建物が確認される。

・ ST-8：深谷市上柴町東 6 丁目 13-5 付近

対象事業実施区域からの距離：約 540m



近景は、市道幹 2 号及び工業団地の植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域の既存植栽帯が確認される。

・ ST-9：深谷市折之口 399-1 付近

対象事業実施区域からの距離：約 910m



近景は、畑地で構成されており、中景に工業団地の植栽帯が確認される。

・ ST-10：上柴中央公園

対象事業実施区域からの距離：約 1,500m



近景は、公園敷地で構成されており、中景に公園の植栽帯が確認される。

・ ST-11：熊谷市文化創造館さくらめいと

対象事業実施区域からの距離：約 3,000m



近景は、施設の植栽帯で構成されており、中景に水田及び住宅地が確認される。

・ ST-12：道の駅かわもと

対象事業実施区域からの距離：約 1,900m



近景は、施設の駐車場で構成されており、中景に畑地及び住宅地が確認される。

・ ST-13：仙元山公園

対象事業実施区域からの距離：約 2,200m



近景は、施設の敷地で構成されており、中景に施設の植栽帯が確認される。

2. 予測結果の概要

予測結果（景観）

＜存在・供用時＞

○施設の存在（眺望景観）

・ST-1：対象事業実施区域北西



施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。

・ST-2：対象事業実施区域南西



施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。

・ST-3：対象事業実施区域南東



施設が沿道から視認できるようになる。対象事業実施区域内では、現在の植栽のところに新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、工業団地内における眺望景観への影響は小さいと予測される。

・ST-4：対象事業実施区域北東



施設が沿道から僅かに視認できるようになる。大部分が手前の工場や樹木に遮られることから、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。

・ST-5：松原公園



対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、もしくは時期によって枝葉の間から僅かに視認できる程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。

・ST-6：中林公園



対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、もしくは時期によって枝葉の間から僅かに視認できる程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。

予測結果（景観）

・ ST-7：中折之口公園



対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる、もしくは時期によって枝葉の間から僅かに視認できる程度であり、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。

・ ST-8：深谷市上柴町東 6 丁目 13-5 付近



対象事業実施区域は手前の電信柱等の構造物や樹木に遮られることから、眺望の変化は小さく、影響はほとんどない。

・ ST-9：深谷市折之口 399-1 付近



施設の左側事務所棟が視認できるようになるが、その他は手前の樹木や事業所の構造物等に遮られる。対象事業実施区域から約 910m 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響は小さいと予測される。

・ ST-10：上柴中央公園



対象事業実施区域は手前の樹林に遮られる。また、計画地から約 1,500m 離れていることから、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて小さいと予測される。

・ ST-11：熊谷市文化創造館さくらめいと



対象事業実施区域は手前の建造物や樹林に遮られる。また、計画地から約 3,000m 離れていることから、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて小さいと予測される。

・ ST-12：道の駅かわもと



対象事業実施区域は手前の建造物や樹林に遮られる。また、計画地から約 1,900m 離れていることから、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて小さいと予測される。

・ ST-13：仙元山公園



対象事業実施区域は手前の手前の樹林に遮られる。また、計画地から約 2,200m 離れていることから、眺望の変化はほとんどなく、影響は極めて小さいと予測される。

3. 評価結果の概要

評価結果（景観）					
<工事中、存在・供用時>	2 基準・目標等との整合の観点				
○施設の存在	事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、周辺環境との調和を図るため、色彩や対象事業実施区域内の緑化に十分配慮することにより、景観への影響は低減されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。				
環境の保全に関する配慮方針	◇環境保全目標				
・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離すなどの施設形状及び配置計画に努める。 ・ 建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。 ・ 建物の色彩については、川口市景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。等	<table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>景観</td><td>「周辺の景観との調和が図られること」</td></tr> </table>	項目	環境保全目標	景観	「周辺の景観との調和が図られること」
項目	環境保全目標				
景観	「周辺の景観との調和が図られること」				
1 影響の回避・低減の観点	事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、施設計画や緑化計画に十分配慮する。これにより、景観への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。				

8-10 自然とのふれあいの場

1. 調査結果の概要

調査結果（自然とのふれあいの場）	
＜自然とのふれあいの場の概況＞ ST-1：松原公園  ・対象事業実施区域の北東側約 200m の地点に位置する。 ・ベンチ、遊具（ブランコ、砂場、鉄棒）、水道が設置されている。 ・駐車場は無い。 ・外周に緑地が設けられている。	ST-2：中折之口公園  ・対象事業実施区域の南東側約 300m の地点に位置する。 ・ベンチ、東屋、水道、トイレが設置されている。 ・駐車場は無い。 ・外周に緑地が設けられている。

2. 予測結果の概要

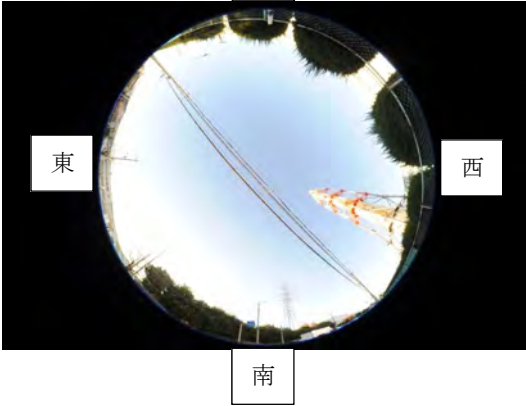
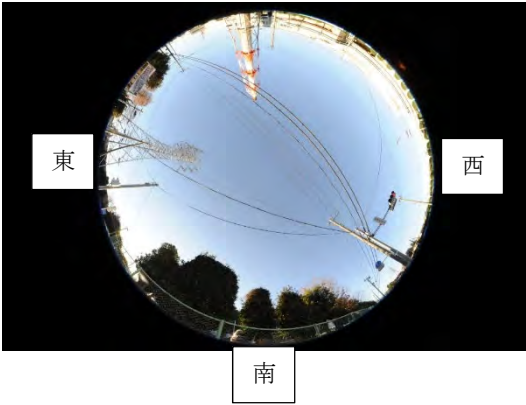
予測結果（自然とのふれあいの場）	
○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行 ・自然とのふれあいの場の利用環境の状況 建設機械の稼働に伴う大気質、騒音、振動、動物及び生態系の将来予測結果は、環境保全目標に適合する結果であった。 以上に示す関連要素の予測・評価の結果に加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測された。 ・自然とのふれあいの場への交通手段の阻害の状況 資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の阻害について、資材運搬等の車両の主な走行ルート（市道幹 2 号の南側区間及び北側区間）は、現地調査結果によると、自然とのふれあいの場の利用者のアクセスルートと重なることから、交通手段の阻害による影響のおそれが考えられる。しかし、以下に示すような状況が考えられることから、工事の実施による自然とのふれあいの場への交通手段の阻害による影響は小さいと予測された。 ① 資材運搬等の車両の主な走行ルートの交通量の増加割合は、0.6%と少ない。 ② 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質、騒音、振動、動物及び生態系の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。 ③ 工事の実施に際して、対象事業実施区域周辺地域において、道路の通行規制、新規道路の整備、既存道路の付け替え（廃止）を行う計画はない。	④ 自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、直接的な影響を及ぼすような計画はない。 ＜存在・供用時＞ ○施設の存在 ・自然とのふれあいの場の利用環境の状況 施設の稼働に伴う大気質、騒音、低周波音、振動、悪臭及び土壌の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。 施設の存在に伴う動物、植物、生態系、眺望景観、日照及び電波障害の将来予測結果は、環境保全目標との整合が図られる結果であった。 以上に示す関連要素の予測・評価の結果に加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、施設の存在及び施設の稼働による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測された。

3. 評価結果の概要

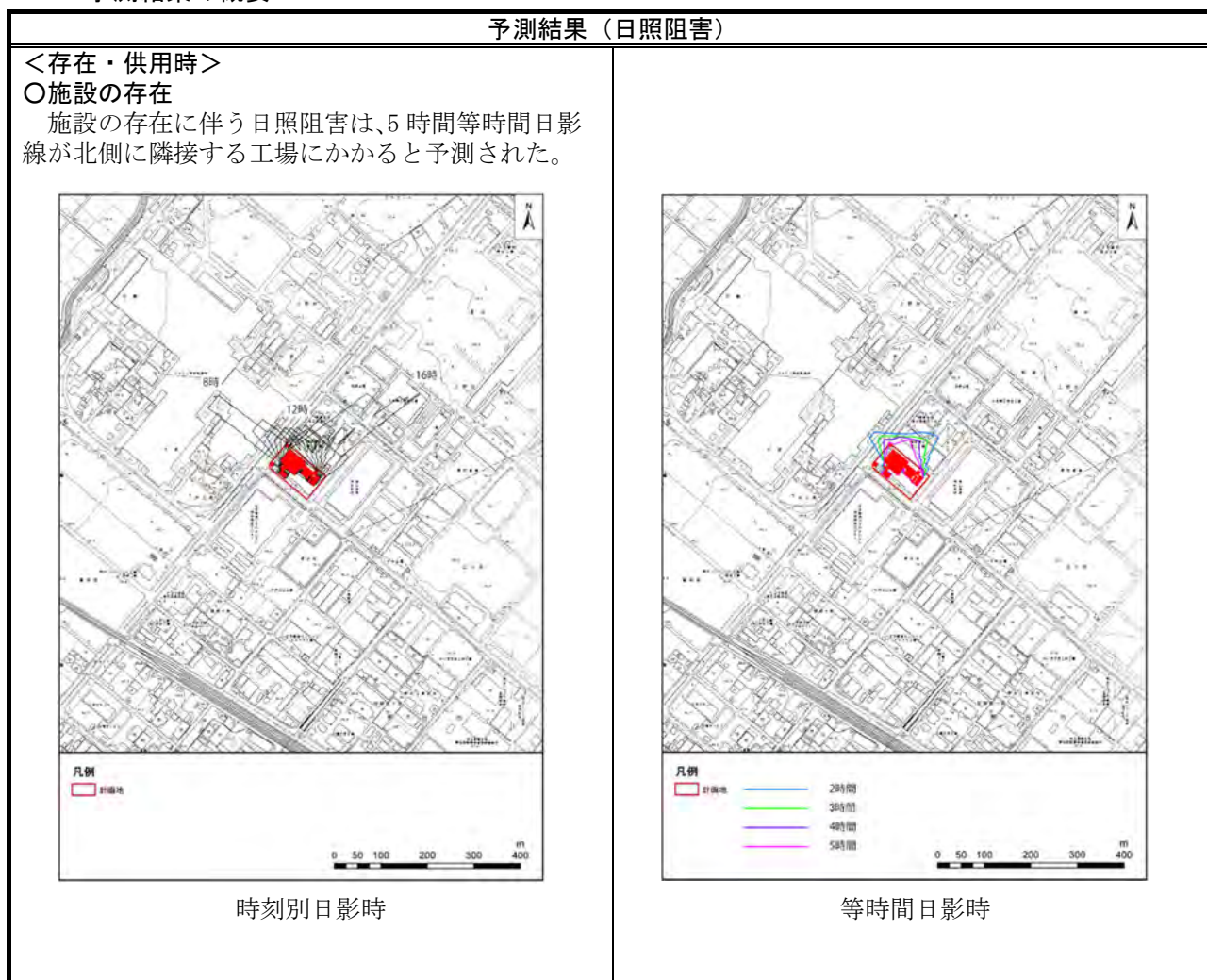
評価結果（自然とのふれあいの場）																	
＜工事中、存在・供用時＞ ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th></tr> <tr> <td colspan="2"> ・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した工事計画の策定、実施に努める。 ・資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、運行ルートを設定し、運転手に運行ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう教育する。 </td></tr> </table> 1 影響の回避・低減の観点 工事の実施にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の阻害への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。 2 基準・目標等との整合の観点 工事の実施に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の阻害への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。 ◇環境保全目標 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>自然とのふれあいの場</td><td>「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」</td></tr> </table>	環境の保全に関する配慮方針		・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した工事計画の策定、実施に努める。 ・資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、運行ルートを設定し、運転手に運行ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう教育する。		項目	環境保全目標	自然とのふれあいの場	「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」	＜存在・供用時＞ ○施設の存在・施設の稼働 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th></tr> <tr> <td colspan="2"> ・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設運営に努める。 ・廃棄物運搬車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、収集ルートを設定し、運転手に収集ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう指導する。 </td></tr> </table> 1 影響の回避・低減の観点 施設の存在及び施設の稼働にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。 2 基準・目標等との整合の観点 施設の存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。 ◇環境保全目標 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>自然とのふれあいの場</td><td>「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」</td></tr> </table>	環境の保全に関する配慮方針		・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設運営に努める。 ・廃棄物運搬車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、収集ルートを設定し、運転手に収集ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう指導する。		項目	環境保全目標	自然とのふれあいの場	「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」
環境の保全に関する配慮方針																	
・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した工事計画の策定、実施に努める。 ・資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、運行ルートを設定し、運転手に運行ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう教育する。																	
項目	環境保全目標																
自然とのふれあいの場	「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」																
環境の保全に関する配慮方針																	
・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設運営に努める。 ・廃棄物運搬車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、収集ルートを設定し、運転手に収集ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう指導する。																	
項目	環境保全目標																
自然とのふれあいの場	「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」																

8-11 日照障害

1. 調査結果の概要

調査結果（日照障害）	
<天空写真（8時）> ・ ST-1：北西 北  ・ ST-2：西 北 	・ ST-3：南 北  ・ ST-4：北 北 

2. 予測結果の概要



3. 評価結果の概要

評価結果（日照障害）

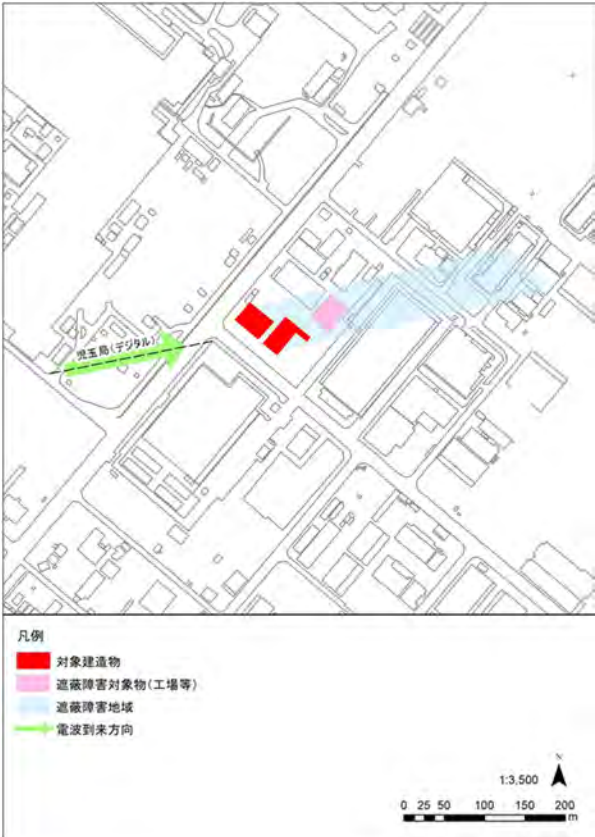
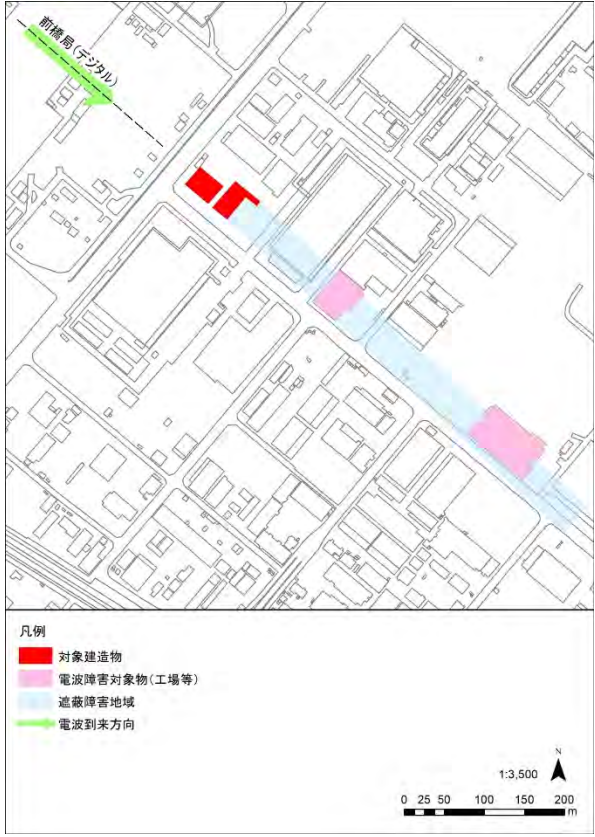
＜存在・供用時＞ ○施設の存在 環境の保全に関する配慮方針 ・日影による影響が、可能な範囲で低減されるよう、建物の高さ及び排気筒の配置等に配慮した施設計画とする。 ・敷地境界近辺の植栽については、日影による周辺住宅等への影響が生じないように配慮して、緑化計画（施設計画）を検討する。 1 影響の回避・低減の観点 施設の存在にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、日照障害への影響は低減されと考えられる。 以上により、施設の存在に伴う日照障害の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。	2 基準・目標等との整合の観点 施設の存在に伴う日照障害は、5 時間等時間日影線が北側に隣接する工場にかかることとなるが、この部分は駐車場、工場棟であり生活環境への大きな影響はないと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。 ◇環境保全目標 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <th style="width: 30%; padding: 5px;">項目</th> <th style="padding: 5px;">環境保全目標</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">日照障害</td> <td style="padding: 5px;">「周辺地域の日照が著しく阻害されるおそれがないこと」</td> </tr> </table>	項目	環境保全目標	日照障害	「周辺地域の日照が著しく阻害されるおそれがないこと」
項目	環境保全目標				
日照障害	「周辺地域の日照が著しく阻害されるおそれがないこと」				

8-12 電波障害

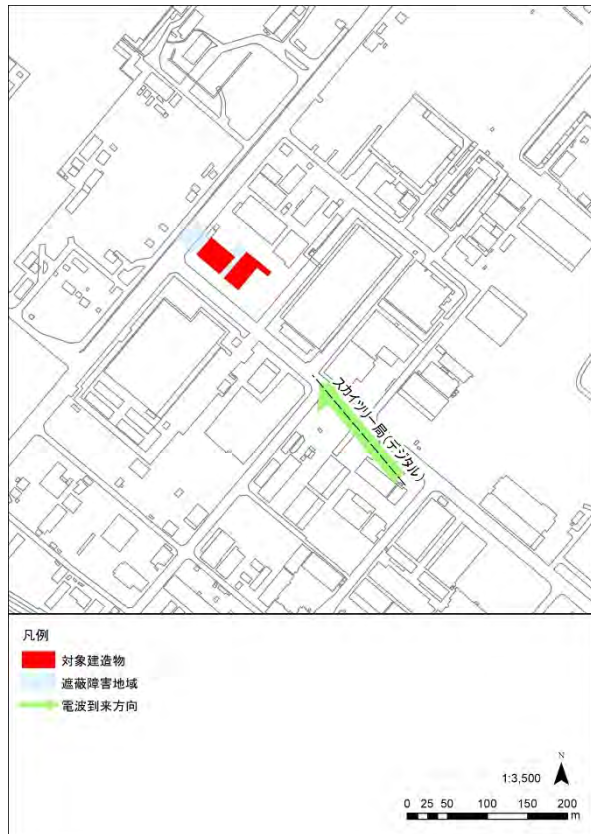
1. 調査結果の概要

調査結果（電波障害）			
<電波の発信状況> ◇地上デジタル		◇衛星放送	
送信局	放送局名	送信局	衛星放送の名称
児玉局	NHK 総合、NHK 教育	BS 放送	BSAT-3a、BSAT-3b、BSAT-3c、 JCSAT-110R
前橋局	NHK 総合、NHK 教育	CS 放送	N-SAT-110、JCSAT-3A、JCSAT-4B
東京スカイツリー	NHK 総合、NHK 教育		

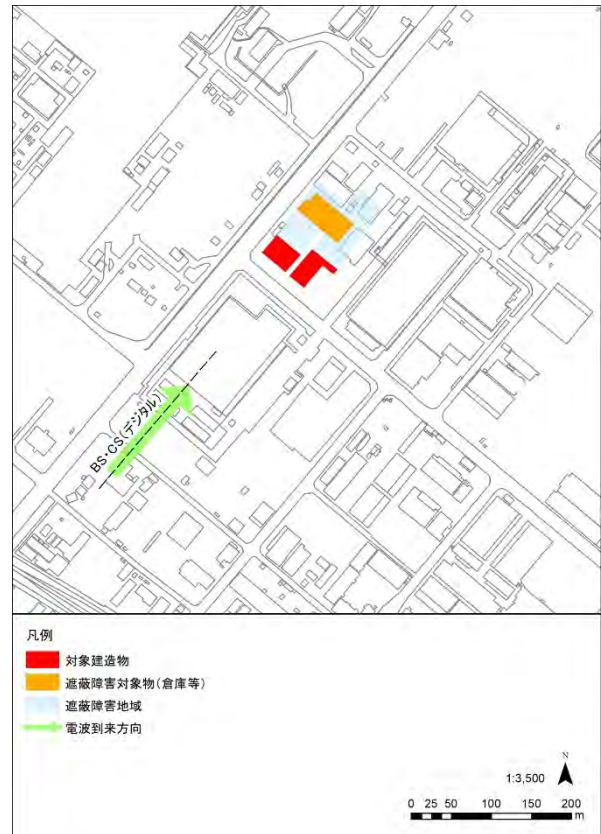
2. 予測結果の概要

予測結果（電波障害(1)）	
<存在・供用時> ○施設の存在 施設の存在に伴う電波障害の予測範囲を下図に示す。	
 地上デジタル放送電波障害の予測範囲（児玉局）	 地上デジタル放送電波障害の予測範囲（前橋局）

予測結果（電波障害(2)）



地上デジタル放送電波障害の予測範囲（スカパー！局）



衛生放送電波障害の予測範囲（BS、CS）

3. 評価結果の概要

評価結果（電波障害）

<存在・供用時>

○施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

- ・電波障害の影響ができる限り低減されるよう、建物及び排気筒の高さ、配置等に配慮する。
- ・受信障害が発生し、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、共同受信施設設置など適切な対策を実施する。

1 影響の回避・低減の観点

事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

施設の存在に伴う電波障害の予測範囲は、工業団地内であり、住宅等の生活関連施設は存在しない。遮蔽障害の可能性のある工場棟に関しても、障害局とは異なる局にて受信しているため、正常に受信できると予測された。

以上により、周辺地域の住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を及ぼさないことから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
電波障害	「周辺地域の住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を及ぼさないようにする」

8-13 廃棄物等

1. 予測結果の概要

予測結果（廃棄物等）																																			
＜工事中＞ ○造成等の工事（廃棄物） 工事期間中に想定される廃棄物の排出量は、下表に示すとおりである。 廃棄物の排出量 <table> <tr> <th>廃棄物の種類</th><th>排出量(t)</th><th>リサイクル率</th></tr> <tr> <td>アスファルト</td><td>69</td><td>99%以上</td></tr> <tr> <td>コンクリート塊</td><td>900</td><td>99%以上</td></tr> <tr> <td>ガラスくず・陶器くず</td><td>350</td><td>90%以上</td></tr> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>105</td><td>90%以上</td></tr> <tr> <td>金属くず</td><td>100</td><td>99%以上</td></tr> <tr> <td>木くず（建設発生木材）</td><td>208</td><td>99%以上</td></tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td><td>348</td><td>75%以上</td></tr> <tr> <td>石膏ボード</td><td>10</td><td>—</td></tr> </table> ○造成等の工事（残土） 掘削発生土は、場内利用を基本とするが、場外へ搬出する掘削発生土は、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」（平成 14 年埼玉県条例第 64 号）に基づき、可能な範囲で埋め戻し等に使用する。 残土量 (m³) <table> <tr> <th>掘削発生土量</th><th>場内利用土量</th><th>場外搬出量</th></tr> <tr> <td>14,000</td><td>6,000</td><td>8,000</td></tr> </table>			廃棄物の種類	排出量(t)	リサイクル率	アスファルト	69	99%以上	コンクリート塊	900	99%以上	ガラスくず・陶器くず	350	90%以上	廃プラスチック	105	90%以上	金属くず	100	99%以上	木くず（建設発生木材）	208	99%以上	建設混合廃棄物	348	75%以上	石膏ボード	10	—	掘削発生土量	場内利用土量	場外搬出量	14,000	6,000	8,000
廃棄物の種類	排出量(t)	リサイクル率																																	
アスファルト	69	99%以上																																	
コンクリート塊	900	99%以上																																	
ガラスくず・陶器くず	350	90%以上																																	
廃プラスチック	105	90%以上																																	
金属くず	100	99%以上																																	
木くず（建設発生木材）	208	99%以上																																	
建設混合廃棄物	348	75%以上																																	
石膏ボード	10	—																																	
掘削発生土量	場内利用土量	場外搬出量																																	
14,000	6,000	8,000																																	
＜存在・供用時＞ ○施設の稼働 施設の稼働に伴う廃棄物等の予測結果は、下表に示すとおりである。 なお、生活排水は合併処理浄化槽で処理して工業団地内の排水管へ排水し、プラント排水は計画外への排水はないことから、いずれも予測結果に含めていない。 廃棄物等の年間排出量 (t/年) <table> <tr> <th>廃棄物の種類</th><th>排出量</th><th>処分方法</th></tr> <tr> <td>焼却灰</td><td>5,584</td><td>再資源化又は管理型最終処分</td></tr> <tr> <td>飛 灰</td><td>4,821</td><td>再資源化又は管理型最終処分</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>10,405</td><td></td></tr> </table>			廃棄物の種類	排出量	処分方法	焼却灰	5,584	再資源化又は管理型最終処分	飛 灰	4,821	再資源化又は管理型最終処分	合 計	10,405																						
廃棄物の種類	排出量	処分方法																																	
焼却灰	5,584	再資源化又は管理型最終処分																																	
飛 灰	4,821	再資源化又は管理型最終処分																																	
合 計	10,405																																		

2. 評価結果の概要

評価結果（廃棄物等）																	
<工事中> ○造成等の工事 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th></tr> <tr> <td colspan="2"> ・廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。 </td></tr> </table> 1 影響の回避・低減の観点 廃棄物等の排出量は、廃棄物等の発生抑制及び再資源化により、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。 2 基準・目標等との整合の観点 廃棄物等の影響は、環境保全目標を満足すると予測されており、環境保全目標との整合が図られているものと評価した。 なお、残土については、可能な範囲で場内利用し、場外搬出土についても可能な範囲で再利用する計画である。 ◇環境保全目標 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>廃棄物等</td><td>「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」に示されている再資源率等の目標を満足すること</td></tr> </table>	環境の保全に関する配慮方針		・廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。		項目	環境保全目標	廃棄物等	「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」に示されている再資源率等の目標を満足すること	<存在・供用時> ○施設の稼働 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境保全措置</th></tr> <tr> <td colspan="2"> ・廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・施設では処理できない処理不適物（資源化不適物）は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。 ・焼却灰及び焼却飛灰は、再資源化を実施したのち、最終処分場で処分を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。 </td></tr> </table> 1 影響の回避・低減の観点 施設の稼働に伴い発生する流動媒体は、埋立による最終処分を行うが、廃棄物の焼却に伴い発生する灰は、全量をばいじん（飛灰）として捕集し、可能な限り造粒固化等を行う再生業者で再生利用し、一部は埋立による最終処分を行う計画としている。 以上により、施設の稼働に伴う廃棄物（流動媒体及び飛灰）の排出量は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。 2 基準・目標等との整合の観点 施設の稼働に伴う廃棄物等の影響は、廃棄物等の発生量を実行可能な範囲内でできる限り低減されていることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。 ◇環境保全目標 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>環境保全目標</th></tr> <tr> <td>廃棄物等</td><td>「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」</td></tr> </table>	環境保全措置		・廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・施設では処理できない処理不適物（資源化不適物）は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。 ・焼却灰及び焼却飛灰は、再資源化を実施したのち、最終処分場で処分を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。		項目	環境保全目標	廃棄物等	「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」
環境の保全に関する配慮方針																	
・廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。																	
項目	環境保全目標																
廃棄物等	「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」に示されている再資源率等の目標を満足すること																
環境保全措置																	
・廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・施設では処理できない処理不適物（資源化不適物）は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。 ・焼却灰及び焼却飛灰は、再資源化を実施したのち、最終処分場で処分を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。																	
項目	環境保全目標																
廃棄物等	「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」																

8-14 温室効果ガス等

1. 予測結果の概要

予測結果（温室効果ガス等）	
＜工事中＞ ○建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行 建設機械の稼働に伴う工事期間中の温室効果ガスの総排出量は、937t-CO₂と予測された。 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの工事期間中における総排出量は、282t-CO₂と予測された。	＜存在・供用時＞ ○施設の稼働 施設の稼働に伴う年間の温室効果ガス総排出量は、89,068t-CO₂/年、削減量は11,227t-CO₂/年と予測された。 ○廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物運搬車両等の走行に伴う年間の温室効果ガスの総排出量は、2,645t-CO₂と予測された。

2. 評価結果の概要

計画結果等概要

評価結果（温室効果ガス等(1)）

＜工事中＞

○建設機械の稼働

環境の保全に関する配慮方針

・建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。

・建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。

・建設機械に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等

○資材運搬等の車両の走行

環境の保全に関する配慮方針

・資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。

・資材運搬等の車両の点検・整備を十分に行い、空ぶかしを避けるとともにアイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手への指導を徹底し、良好な沿道環境の維持に努める。

・資材運搬等の車両に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等

1 影響の回避・低減の観点

○建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガスに対しては、建設機械の稼働に関する「環境の保全に関する配慮方針」を実施し、排出量の削減に努めることにより、温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

○資材運搬等の車両の走行

資材運搬等の車両の走行に伴い排出される温室効果ガスに対しては、資材運搬等の車両の走行に関する「環境の保全に関する配慮方針」を実施し、排出量の削減に努めることにより、温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

○建設機械の稼働

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、低燃費の建設機械の利用に努める等により、「建設業の環境自主行動計画」の目標を満足する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目

環境保全目標

温室効果ガス等

・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務

・「建設業の環境自主行動計画第7版」のCO₂排出量の削減目標

○資材運搬等の車両の走行

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、アイドリングストップ等により「建設業の環境自主行動計画」の目標を満足する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目

環境保全目標

温室効果ガス等

・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務

・「建設業の環境自主行動計画第7版」のCO₂排出量の削減目標

評価結果（温室効果ガス等(2)）

<存在・供用時>

○施設の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・できる限り高効率の廃棄物発電を設置する等、蒸気や高温水等の有効活用を図る。
- ・省エネルギー設備の導入について検討する。
- ・断熱性の高い外壁材等の使用に努める。等

○廃棄物運搬車両等の走行

環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。
- ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。
- ・廃棄物運搬車両等については、「埼玉県生活環境保全条例」に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。

1 影響の回避・低減の観点

○施設の稼働

施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスに対しては、廃棄物発電を実施することにより、温室効果ガスの削減が見込まれることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

○廃棄物運搬車両等の走行

廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される温室効果ガスに対しては、廃棄物運搬車両等の運転時の配慮等により、排出量の削減に努めることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

○施設の稼働

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。
また、ごみの焼却に伴う余熱利用により発電を行うことにより、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」の事業者の役割等に寄与する。
以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
温室効果ガス等	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 ・「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」の事業者の役割 ・「埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく建築物対策指針」の建築主が講ずるよう努めなければならない措置

○廃棄物運搬車両等の走行

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。
また、アイドリングストップ等を行うなど、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」の事業者の役割等に寄与する。
以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
温室効果ガス等	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 ・「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」の事業者の役割 ・「埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく建築物対策指針」の建築主が講ずるよう努めなければならない措置

第9章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目について、本事業による工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、環境の保全に関する配慮方針を確実に実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全に関する基準又は目標を踏まえて設定した環境保全目標との整合も図られていると評価する。

第 10 章 事後調査の計画

10-1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 10-1-1 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は工業専用地域であり、対象事業実施区域の周辺は工業団地となることから、事後調査を実施する項目の選定については、生活環境への影響を中心に検討した。

表 10-1-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	環境影響要因	事後調査項目 選定結果
大気質	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	○
騒音・低周波音	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	○
振動	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	○
悪臭	存在・供用時	施設の稼働	×
土壌	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の稼働	×
動物	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の使用	×
植物	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の使用	×
生態系	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の使用	×
景観	存在・供用時	施設の使用	○
自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用時	施設の使用	×
		施設の稼働	×
日照障害	存在・供用時	施設の使用	×
電波障害	存在・供用時	施設の使用	×
廃棄物等	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用時	施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	×

注)「○」は事後調査項目に選定することを、「×」は事後調査項目から除外することを表す。

10-2 事後調査の調査地点

事後調査を実施する大気質、騒音、振動、景観の調査地点は、図 10-2-1(1)～図 10-2-1(7)に示すとおりである。

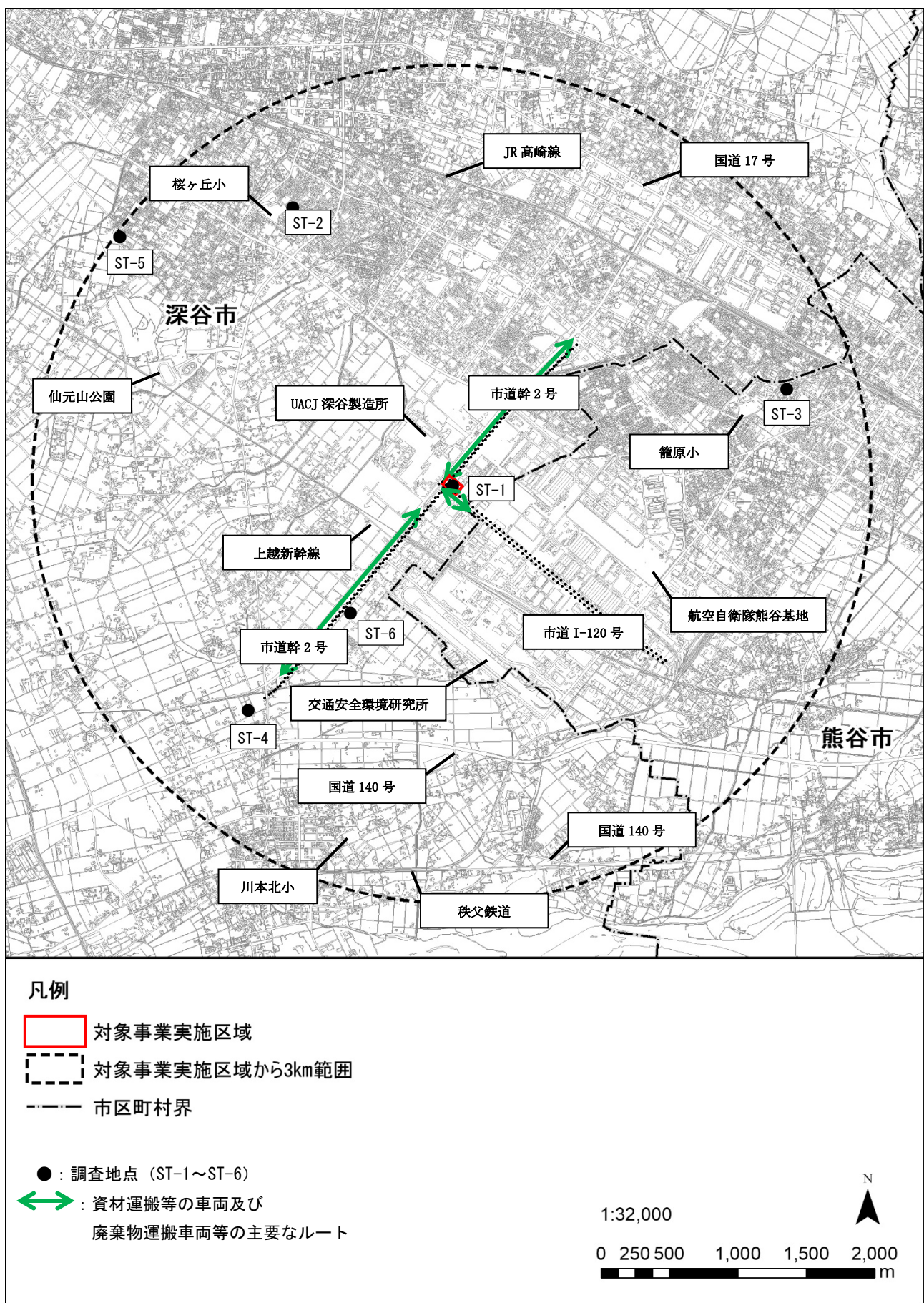


図 10-2-1(1) 大気質の調査地点（環境大気、沿道大気、交通量等、気象の状況）

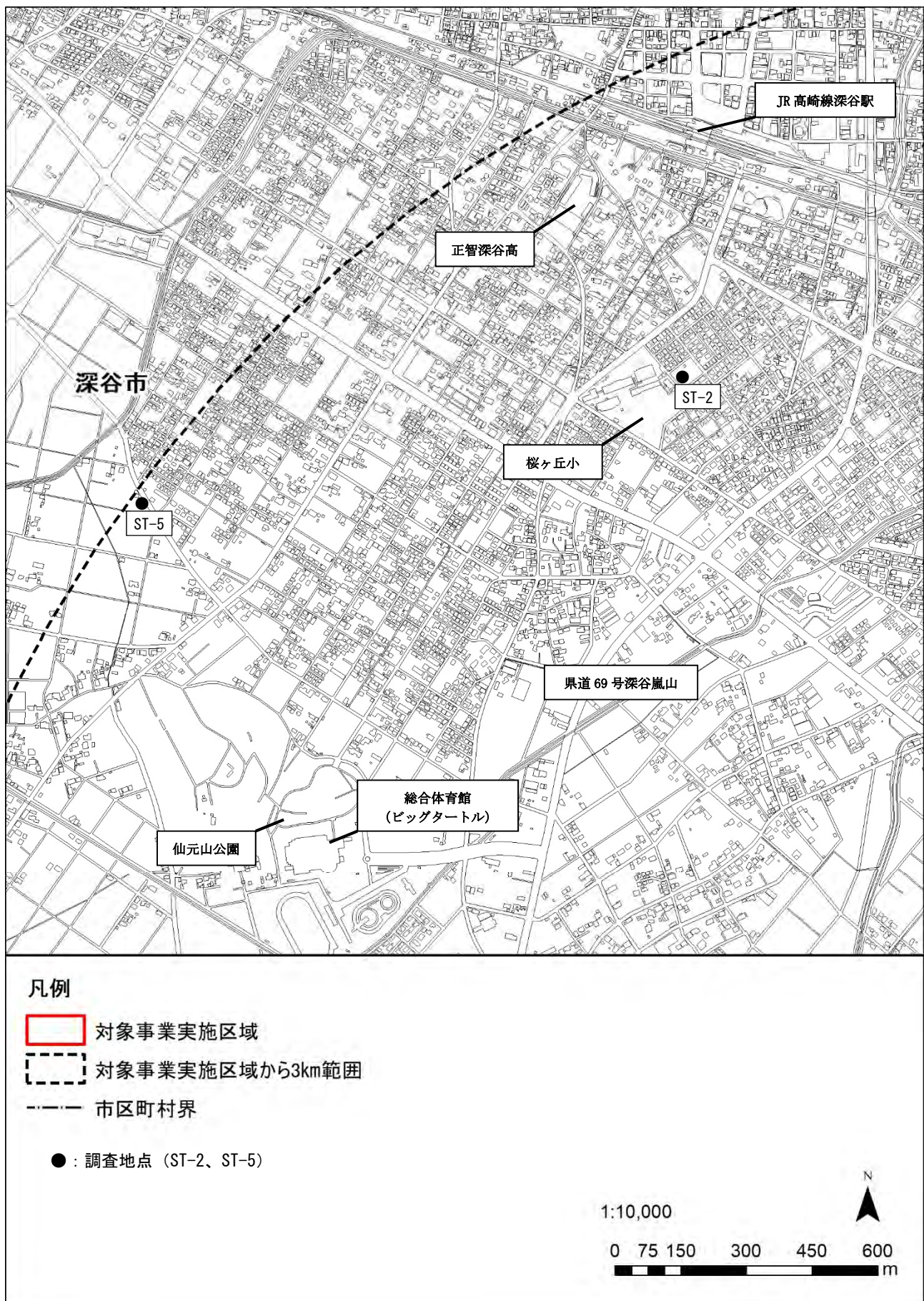
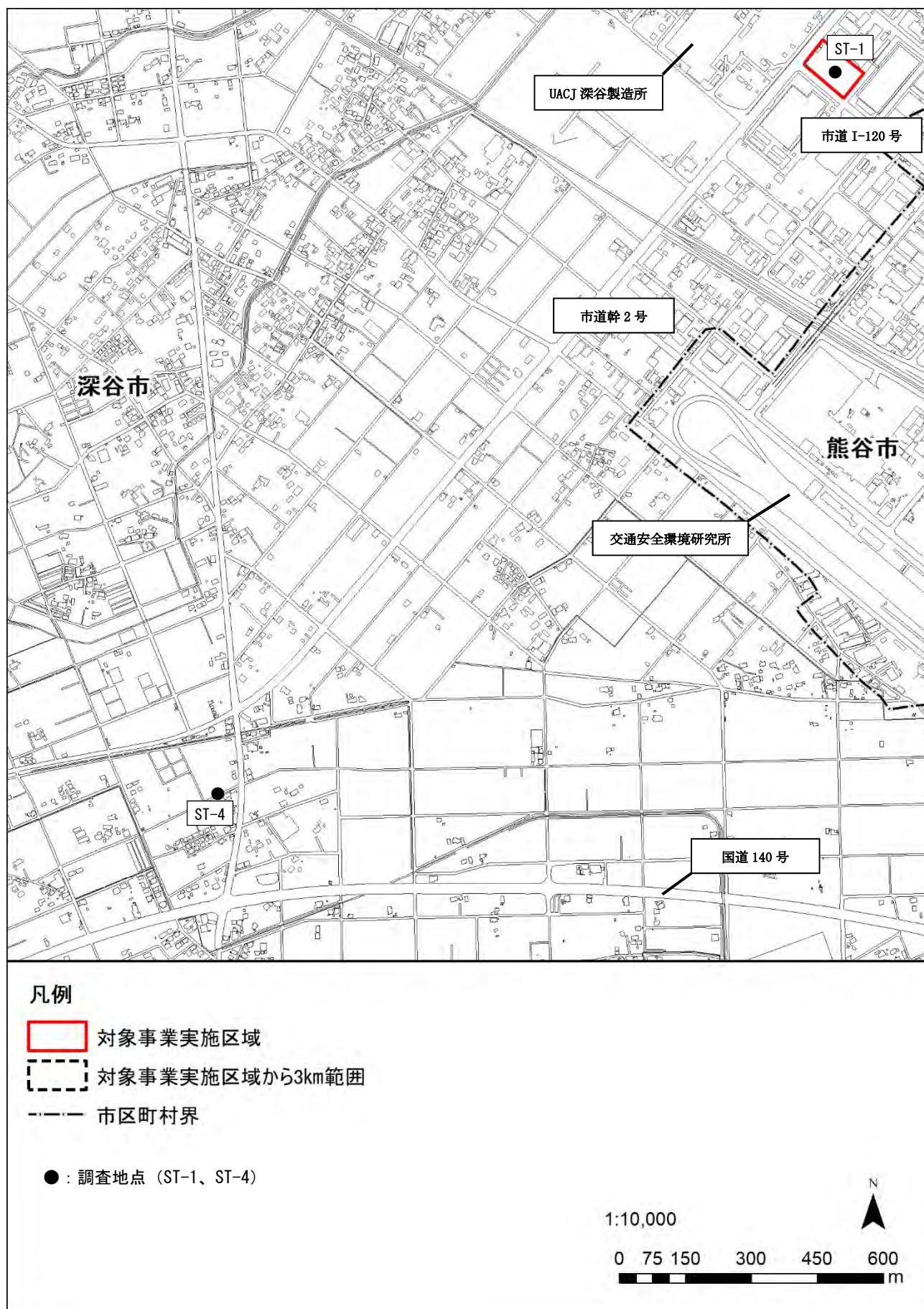


図 10-2-1(2) 大気質の調査地点（環境大気）



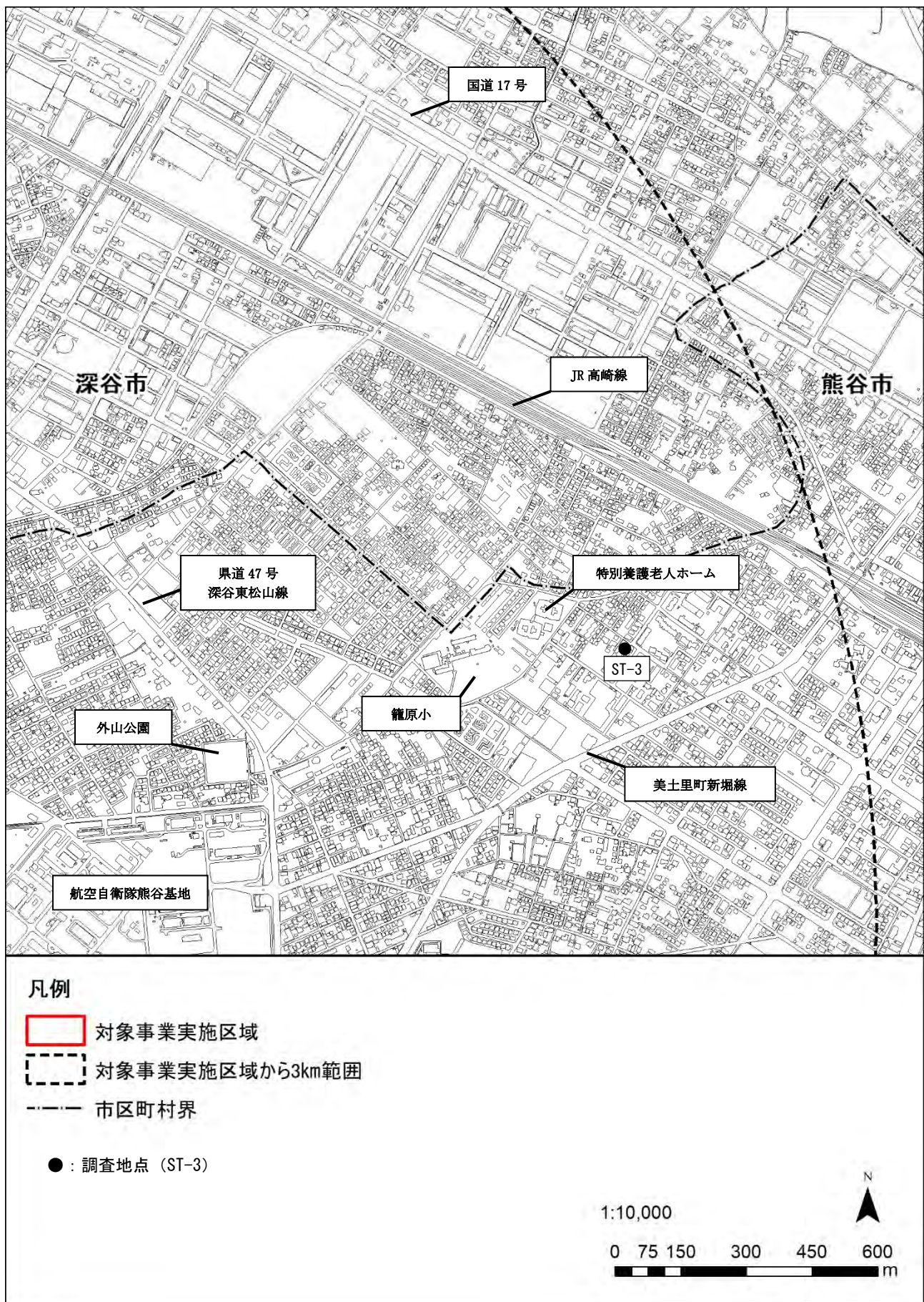


図 10-2-1(4) 大気質の調査地点（環境大気）

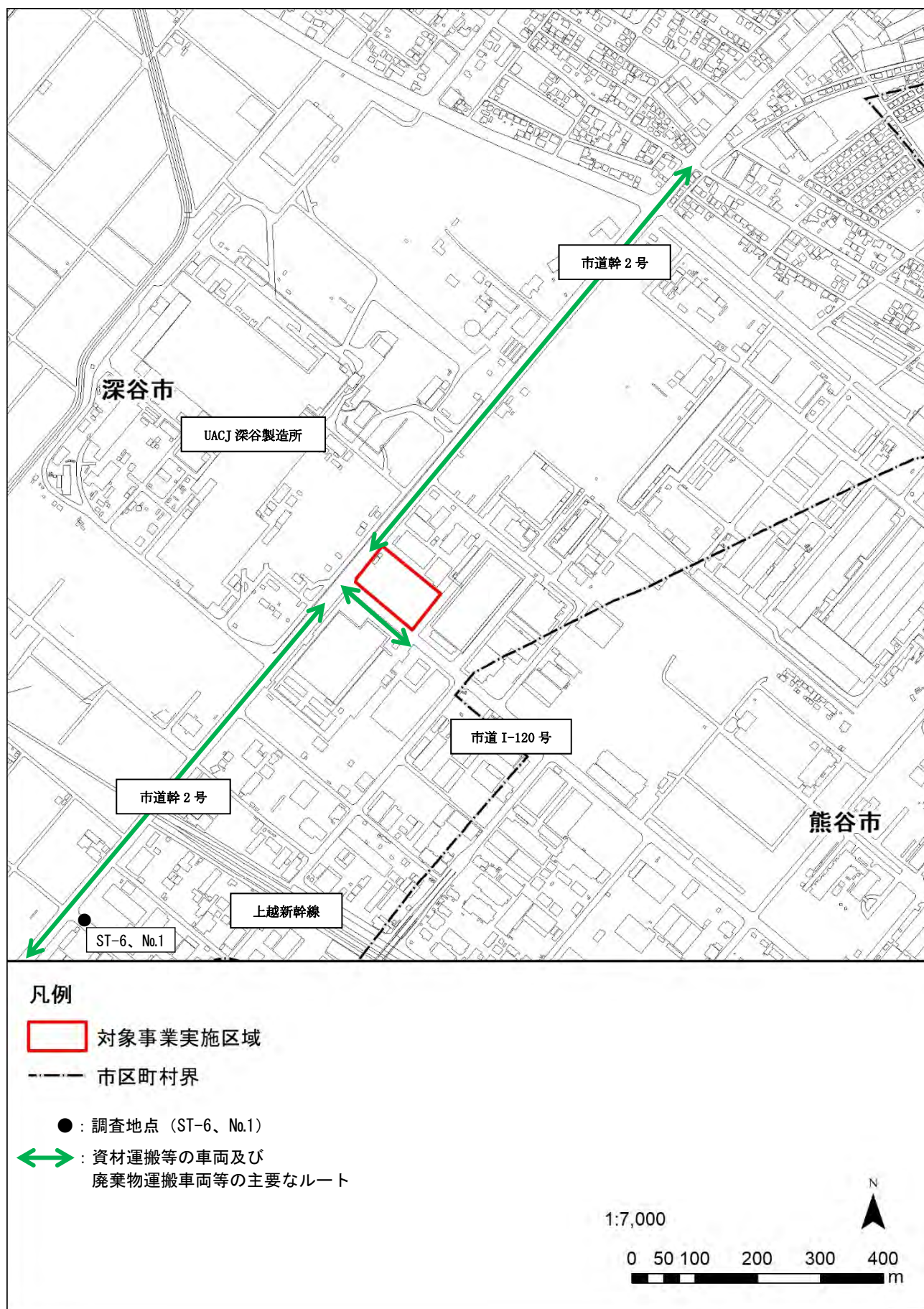


図 10-2-1 (5) 大気質の調査地点 (沿道大気、交通量)

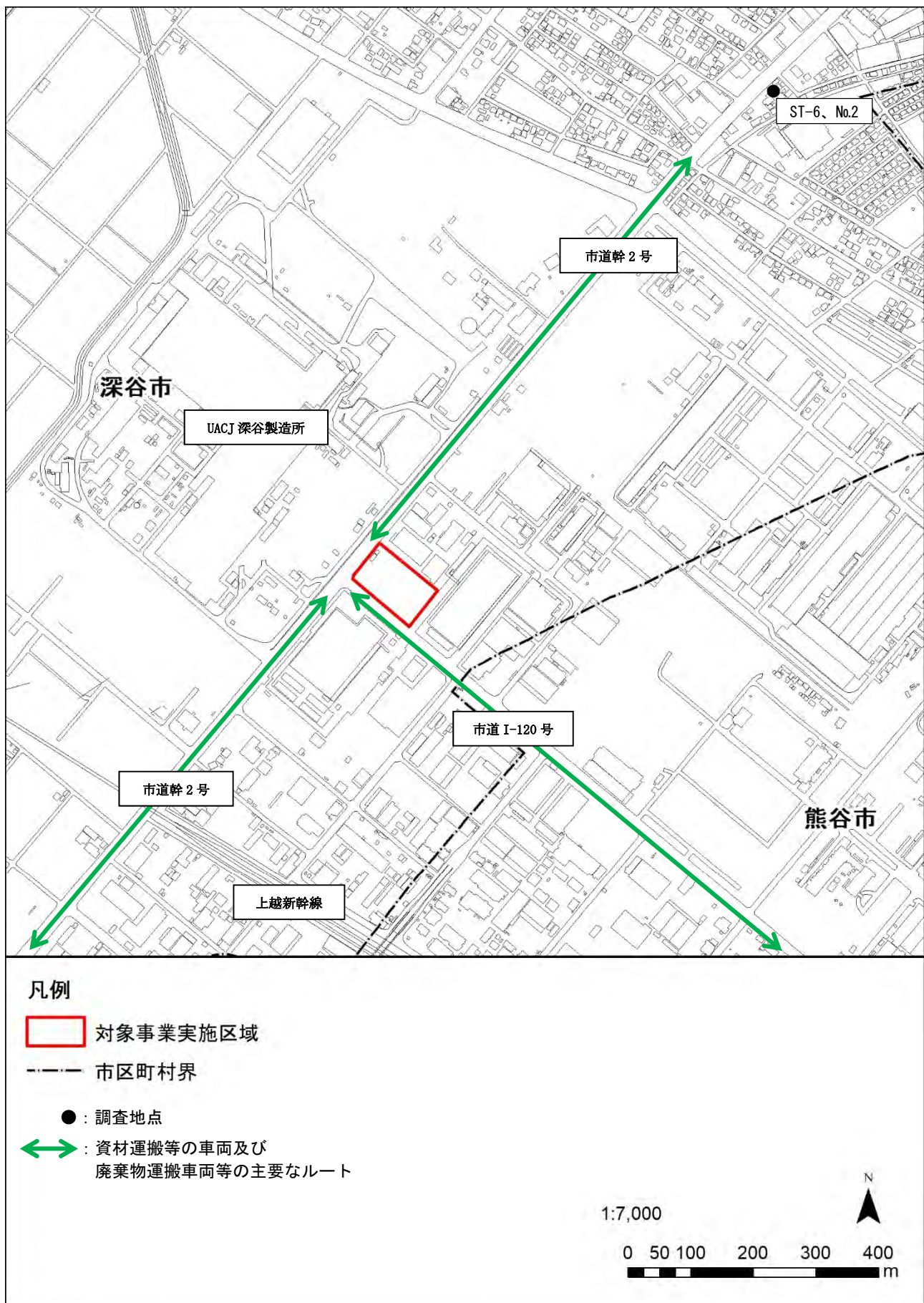


図 10-2-1(6) 事後調査地点図（騒音、振動）

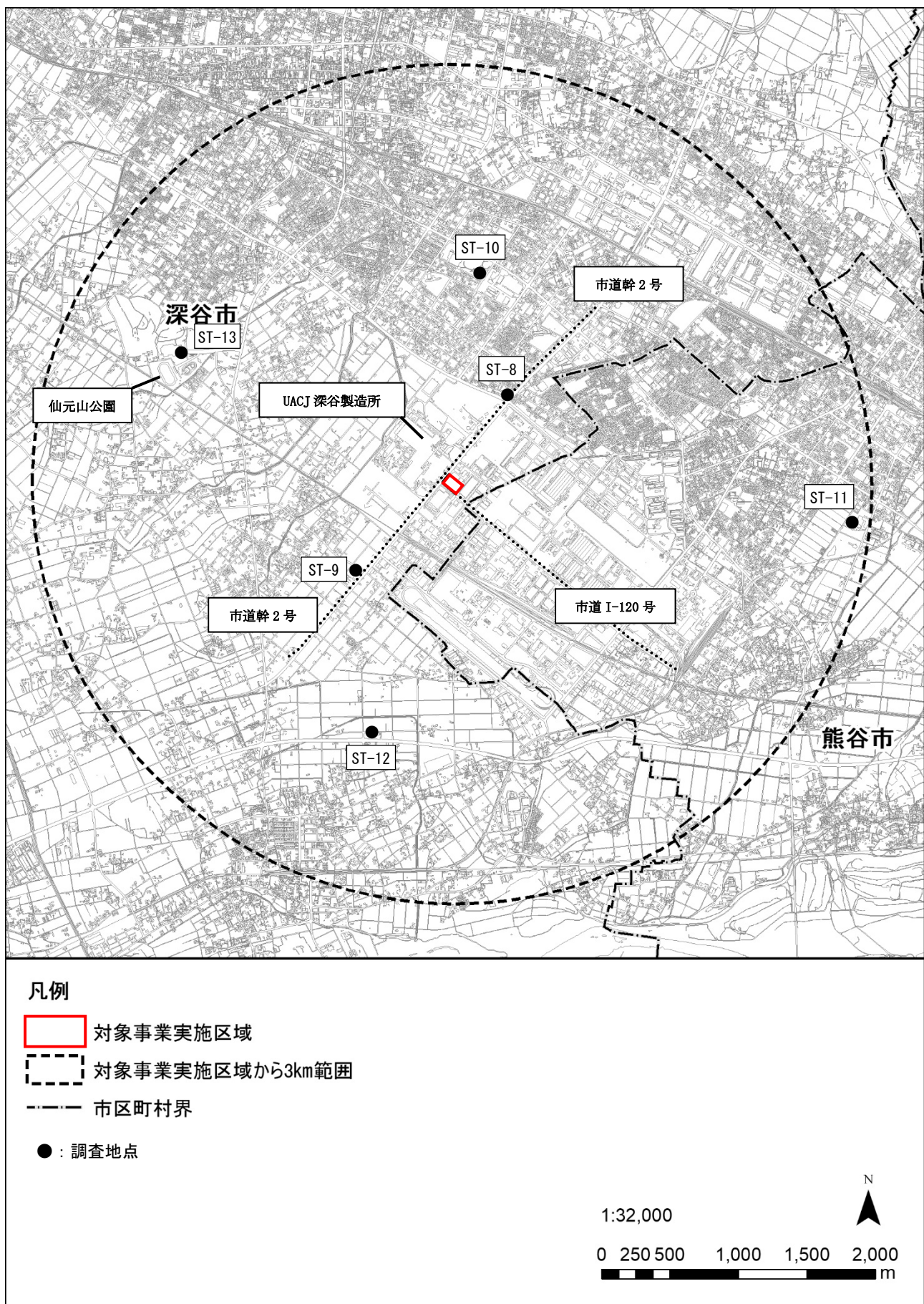


図 10-2-1(7) 事後調査地点図 (景観)

10-3 事後調査の工程

本事業の実施にあたり、調査を予定する事後調査の工程を表 10-3-1 に示す。

表 10-3-1 事後調査の工程

		令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年
工 事	既存建物解体	→					
	土工事		→				
	建築工事		→	→	→		
	プラント工事		→	→	→		
施設供用					→		
事後調査	大気質【工事中】	工事車両の走行ピーク時：7 日間				→	
	【存在・供用時】					施設完成後：7 日間	
	騒音【工事中】	工事車両の走行ピーク時：平日 7 時～19 時				→	
	【存在・供用時】				施設完成後：平日・休日 7 時～19 時		
	振動【工事中】	工事車両の走行ピーク時：平日 7 時～19 時				→	
	【存在・供用時】				施設完成後：平日・休日 7 時～19 時		
	景観【存在・供用時】					施設稼働後：1 回	
						→	

注) 事後調査の実施期間は、現時点での想定であり、工事の進捗状況により変更する可能性がある。

10-4 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を実施する。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合には、事業者である株式会社シタラ興産が主体となり、改善のための措置等を検討、実施する。

10-5 事後調査の実施体制

10-5-1 事後調査書の提出時期

事後調査書は、工事中と施設の稼働時に分けて、それぞれの調査終了後に提出するものとし、提出時期は表 10-5-1 に示す予定とする。

表 10-5-1 事後調査書の提出時期（予定）

工事中	工事期間の調査終了後、速やかに提出するものとし、令和 7 年度末を目安とする。
存在・供用時	施設稼働の調査終了後、速やかに提出するものとし、令和 10 年度末を目安とする。

10-5-2 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者である株式会社シタラ興産が実施する。